

在正部肩第首三社

匪往持星社府磨漢王揮

和寵也，不有

忠歸侯之扶黎

為扶黎王

蜜岳府土

崇國風玉紀卷之六

出羽國風土畧記卷之六

目録

店外飯

船海郡

些許御

招佐御

三内餉

船橋八幡宮

白山姫神社

上寺觀音

熊野蛭現

大橋

後藤寺福禱

真言餉

三田餉

少田餉

彦玉權現 龍澤權現

劍竜山藥師

永泉寺

箕輪館

鳥海山

大物忌神社

³當國

月山神社

神樂方

番人方

掃除方

大工方

講堂

神官寺

衆徒

吹浦兩館

葛御飯

白旗社

附有耶無
耶の関

三崎山大師堂

附有世山

葛崎村

K290

出羽國風土記卷之二

日最

大師

葛御飯

出羽國風土記卷之二

一飽海郡

社方郷

東山ハ山ぢりニ勝ム大師堂を由理飽海
古郡の坂ととと有ハ日向川左是處社方全山
の坂とととあハ海ぢり村社凡ハ十二ヶ村有
是を十二社ととと少階十二社ハ多郡四組
酒井主内太輔殿少入金石延組麻那延組水上酒
以後郡の字を加へと入日田組大井組地組林崎組古人芳主林を
名と訓也葛主組吉出組山肩組吹浦組濱組
張あり板ハヒサキぢり
葛をノミと列せし



支那内村・山内内村・布内村・今泉村・中鸿村
中鸿村・奥体村・支那内村・六ツ内村と云
以上ハテ村ニ支那内村也

石过村弘橋と云・上大内村日・下大内村同村

三川村

以上記テ村石过組也

廉那沃村・上寺・歎恩村・大瀬村・板沃村・平
沫村・平沫羽内村

以上七テ村廉那沃組也

以下七テ村廉那沃組也

尚祖の内天神羽内村と
りと廉那沃村の枝也

出水・水上村・上小松村・下小松村・上七橋村・下長

橋村・大橋村・大橋羽内村

以上七テ村水上組也

八日町村・十日町村・六日町村・廉引村・恩田

村・除岩根村

以上六テ村・八日町組也

大井村後藤家と云・大猪羽村・小猪羽村・有福

布村・山福木村・鶴沼村・岩川村・仙山羽内村

以上ハテ村大井組也

上白地村・下白地村・毛内村・下毛内村

羽村・向毛内村

以上二十九村江地領ぢり。

上林崎村下林崎村又大市村大字田村

以上にケ村林崎領ぢり。

吉田村上林沢村下山沢村下山沢彩田村

原田村

以上二十九村吉田領ぢり。

北園村

御積寺村とひふあり
南地下尚村の故名

菊园村

路子町所村

下尚村

市川村落外村中山彩田村移引

彩田村

筆野勝彩田村

山同彩田村山勝村

丸子村

山彩田村十五年以降開拓

以上十二九村小日領ぢり。

吹浦模田村同高所村多喜勝村澁和浦村

女麻村

以上二十九村吹浦領ぢり。

十里塙村

猪野^四郎村喜塙村上林^五山^四村

白木村

多海村小溪村能光^六中^七村

以上八ヶ村浪地領ぢり。

翁崎村^是翁^三の音^本文^一記^一傳^一有^一

千石弓七千石九斗四升一夕

齒面ハ古羽州一まの神飯より麻に多内村
と稱モ、植ハ丸尾氏飼大津とりよ人始後を
りれト仕テて極形ホ今にあり、人
は人大ぬニミ神社の神職もリ一とシム予
木よりあにあり、上古胡家より民部省の
官人を下戸口人民の事を行さとしめ
神飯地政職も無事を一人もリトメヘニ
古俗神職のゆうに是ニあり、一よりや、無仁
天正の去札ヨ一まの封戸も減ト丸尾氏も
名のこにあ侍れ丸尾上生羽守辰代ミハ

神飯白縞ひり、ビニス和のま近山浦神主
収納十年中の神奉り無禮ちく、施乃
侍リトモ、被村役人梅津何系而持ト侍
モ一慶長の水帳面を見リに左田に一万二千
石ある七束川^{一束}け年二百九十五石に合^ト内肉五百
石^ト束川^{一束}け年^ト山^ト内^トアリ
束百十石六斗八合^ト内肉五百石
神飯苗代^トニ^ト十二束川^{一束}け年十二石一斗二
束内肉十二束川^{一束}内^ト神飯苗代^ト内肉五百石
ナヌ束川^{一束}け年十石五斗八束二合^ト内肉九石八

十津川。け井ふ石八斗二升。八合。右田合六万
百二十。建二把川。け井又石四千五百石九斗。記
本七合。張面一百二十石。水數九十一。とあり。及
別水の半。ハ繩引れ。ハ賛之。狀面蓋紙。一曰
度長。一季。九月十九日。進坂組馬。判とあり。
狀の末。白岩。三膳。傳。日記付。深江。五十九
合。日記小序。又。白岩。和田今。白岩。墨見。傳。五
算用。吉田。ゆたか。和田今。白岩。墨見。傳。五
倍。ケ。傳。算用。通次。主。白岩。墨見。五税。君。算
能。光とあり。狀袋の上。す。よ。家。よ。う。傳。代

日記後。狀袋とあり。け山村。役人。民。福。喜。大。事。
とあり。モ後え。和九年。酒井家。白井吉。清。
は世。古。森。多。萬。人。を。ひ。て。御。檢。地。主。後。寛。文
元。和九年。御。檢。地。狀。内。主。上。御。制。之。御。狀
末。文。云。寛。文。九。己。酉。六。月。五。日。伊。志。喜。大。事。
ト。あり。九。月。中。申。の。日。例。年。御。浦。村。の。御。藏
内。御。御。子。ひ。を。渡。一。當。和。の。奉。禮。と。そ。又。御
正。事。す。御。の。大。席。を。出。一。來。り。に。至。年。

神主を祭り没れをされ大麻を引く事す事ハ
絶テアリ

山村より一丁社西の方水田の中に僅の墓
あり、古人をまと神を祀る所也。人有
一書に山王と云ふ說あり。今山村の產まと
神也るがまよリ近在もアリ。それを代
化像を立チムベ又去年廢舍を建立。ノノ
驗より阿國より大燈籠とれ古ニ立チ
ニシ法の寺ぢり。村の南に石燈籠あり。
古來ハキムナリ有リ。但がまと神をモ
ち多也。

「古人の祀リて時年有りあリトモト
か社と神モミキ年モヤ

一白山姫神社

三月内四月中山村より、社主一人、祭諱一人
あり。三月内度長ニ水底小面白山とあり、
は神の祭料ぢり。一とモ今ハ名をだよシ
人稀アリ。祭礼三月十八日七月十八日氏子
へ御子院を渡モ、年代神壇に觀音と安産
を社前紫ひ禮モアリ。化像の斗モアリ

ち多也。

一 松橋八幡宮

松橋ハ石辻村(石寺)の内にて小名(おな)すり、八幡
古那波(東夷)征伐の附(つけ)面に内陣をめされ
は神を勧請(さへゆき)と云傳(つた)て、上板(上板)内
を勧請(さへゆき)の内(うち)と神社(じんじゃ)もあり、
而(ひそかに)渡(わた)り落(おち)神社(じんじゃ)へ落(おち)判(ばん)を渡(わた)され、
而(ひそかに)上(あが)ま附(つき)ぎりて、
と云傳(つた)て、今(いま)に八幡(はちまん)・神樂(かぐや)・神子(かみこ)と
りふ下(おと)テ名(な)ありと、西約(せいやく)諸(しよ)郡(ぐん)と社(しゃ)都(みやこ)
日のもの二人(ふたり)、二月(いよいよ)初(はじ)年(ねん)日(ひ)参(さん)れあり。古
傳(つた)て、

來(くわ)ハ氏(うじ)子(こ)弓(ゆみ)矢(や)を拈(ひら)て、差(さ)仕(し)を一(いち)と。今は
一(いち)ニ付(つ)天(あま)保(ほ)といつて、を傳(つた)る。とすり、又(また)
八(はち)月(つき)羽(は)弓(ゆみ)矢(や)を拈(ひら)て、白(しろ)毛(け)群(ぐん)集(しゆ)て、予(よ)居(ゐ)る
に羽(は)弓(ゆみ)矢(や)を拈(ひら)て、十(じゅう)日(ひ)と一(いち)ナヌ日(ひ)よ祭(まつり)奠(まつり)ち(まつり)ハ氏
子(うじ)人(ひと)も(ぬ)む。而(ひそかに)市(いち)集(しゆ)村(そん)の八(はち)幡(はん)・神(じん)樂(かぐや)・
神(じん)子(こ)集(しゆ)て、十(じゅう)日(ひ)より翌(つづ)日(ひ)とを以(ひまつて)
群(ぐん)集(しゆ)て、又(また)松(まつ)橋(ばし)よて、羽(は)弓(ゆみ)矢(や)を拈(ひら)て、
而(ひそかに)松(まつ)橋(ばし)の北(きた)よ川(かわ)を隔(はざ)て、大(だい)内(うち)也(や)同(とも)村(そん)
傳(つた)て、有(あ)り。彼(かれ)古(い)胡(ご)家(いえ)より官(くわん)人(ひと)を差(さ)し
テ、有(あ)り。大(だい)内(うち)日(ひ)、祭(まつり)一(いち)日(ひ)よ、村(そん)

人の宅地を見るに至る者神社の人比居候せ
一地よりハ見ノモ地内に古ニ玉の社秋田郡之
~~ア~~而當村のゑ田殿の中ニ山王の神祠あり吹
浦村秋の島後當社より七日のお祭あり吹浦
七日よ三つ申の日より又七日目の夜吹浦
吉日の夜ト申の日とセリ此氏子の津に宿れす
月代丸をとモ六日よ當り夜氏子大努
系絆大魂を繕りモ後人を擱めて神事と
モ聖朝又氏子系絆也

一上寺觀音

上寺觀音の別當元院長住の地よりして

席や仄世蕨恩村の工にあり、左よ上寺と称
又蕨恩とよひ、一小山の号を松鷲鷲ふとよ
三十二坊あり、上首を觀音寺とし、院号を
光岩院と稱をち、社役墨記より一うけ山
三室院かつこの東流よりて二月十八日入
峯の作法あり、元院引列して觀音堂巡を
堂のあに大幣を立田樂教曲ありえ文年
中永階をヤドリ位元口宣を入れる章龜
ある生を事、大社考附錄よ記し侍も
署う。單入堂、觀音堂の上山林の中よ有

三月十八日より五月五日をまわる、

當ひ飲食百八十石、石二斗又半二合。出羽守の

内石尾十石、一斗六升二合。嚴島村。平岡三石

判あすり

一斗又半木形田目村。同上。一石二年、未定合
松沢村内、十九石又斗二升二合。正不一通、
面内九十九石一斗二升半。右は配尚の事
うち社飲署記より。明暦元年以後松
岳山親王寺を主な海山院改めと改稱せよ。
云承義よりて江戸に箇下下す。一より
例年郡中へ牛生を出を有ねて松岳山と

あり。

一熊野燈籠

麻那波波瀬の内松沢村より、社飲二十二石
八斗六升合。地方松沢村本屋別當坊。收納
嚴島寺事務の内よりて別當坊。三十三坊
の内より。又室善坊より。半石又斗二升
を領毛。毛又嚴島寺の内よりとともに三室院
御門の事務よりて親王寺より配の元流。之
今熊野ひとり牛生を出をむ人上手より
以てに建つて石をうとり。柱もとに上手の

觀る、熊郡社の半地仙と有合へて、
又、別當坊といつて、その右、今れあと
兼尾流とひ見へど勝いむ古格を承きしれ
り。事。

一大橋三代主源貞親七年九月六日宣制策文より事あり

八日町村姓キの東にあり今ハ村民の宅地
因烟とよて大橋といふハ一村の名とあら
上古橋歴ホを朝家よりありゆくのち

一
トキ一トモ、曰左書紀曰 成務天皇代

五年秋九月令諸國以國郡上立造長縣邑

置稻置並賜稻免以爲表シテノ氏ハ日町
十日町ハ日町村ホの也名を在佐の町と云
在佐ハトシハトシハ稻免ハ是より號ス延喜式
二十八ニ巻取るの象下に在佐十疋とあり
大橋村ヨリハ日町との地利を見るに大橋
村ハ在佐所の橋より一とへ日町十日町六日
町ホハ大橋よ後一端下と見ヘドリ至年
大橋村の地中より右を又漏を掘出に地中
小切石ホタチれてありとて被材よりあり
高りて平沢村トシホカナリ、由の聲ア希

龍寺といふありをさ位碑ニ至り一は
帝龍院後都室帝立太子と仰り信西山根
の位碑といふ。乱世のたる細ありて玉孫の
けむすて、うれさをあくまもあり一よや
又一ツハ宝寧院後今小淨蓮大居士とあり
年号月日が一一奉ともに厨子へよそち僧
浦くき敵も大居士とあり、桂佐敵の戒名
もや太平記詳判二十七に寺師直上とある
ゆの傳曰の多下に富山津の執事在左助
とりが、当方のおたより出る人よや。同二

十之卷二二角入石篠城の傳曰に在左戦場よ
あるて赤配の事あり、同二十九に毛よ津の
合戦の傳曰よ富山津の執事をもぐり
て二る余人はよ赤配の毛^{ミタニ}余人の毛
を、二十人を一揆とて赤配の毛れ大内
よは毛清り執事在左おたる毛をぞ定め
とちく、又後太平記二十一に毛富山津毛京
都設立他界の毛下に在佐といふあり同毛軍
第敷立他界の毛下に在佐の角もとあり、
同二十二に毛に向角も、毛統毛年管領の

ほぢれを無事より在仕河内まよ直をち後
代よもへも江刑さるのあ場を望むよ様て
とちく明徳記よも河内ゆかのち後代在仕河
内よとあり又彦仁記よ高山左衆の佐家乾
上洛の象下に文正元年九月上旬に無事小
山を立ち即河内へ入國を河内守毛利善井
の協を宗家よ松大塙二重ニ二重に上させ三糧
塚を築矣橋是を成軍勢にス子斗ヨトあり
タヨリ又既小義乾ニモ無事を少張され
よりと嘗て家中の人民左近左近ノ發動

井ノ内れをモ附に長生たゆみ換け第能ハ天
下にぬすき勇武の人モモ我々思ひて既而
いりうち鬼ノ様ぢり先づハせめ爲さん
也。あをと平生亂世社の人モリ一叶平塚
よも若ノて謹取切て西詮す。よもや只ひ
りん脣ぢる。によりて良の筒井。り西へそ
移勢ぢる。されどよき地に立地はよ。と
もくんでや立てりん筒井つて井筒よか
る在仕海ハ只の妻半の姿ぢり。とちく

モ外社佐佐入戸の事太平記評判ふうハ一
蟹川を畠を墨を梅さるに佐佐戸ハ大橋小居
一て島よのきに属一在京勤めの以河内
のち舊代は神きゝれーと見へすり島よて
て佐大橋も亡一にや小寺氏庄内西河内
佐佑左郎麿えといふ人古河國の城を今め
地は姓一としとて說を記せ佐佐藤と
お候一とす人よそ大橋へ位きゝれり

一後坂寺稻荷社

後坂まゝ地名よりて大井村郷のなむ
室曆、年神賜をやドアリとて家よ正一
佐福荷大明神まるはゆ御玄連先、
トあり吉田坂枕奏トあふ年とはゆく傳
也、もく年後、公義、法社神賜御君の刻尚
社の神位、位をす。應永一トす年を考
き、
勅許の節どうり尼へモ令銀のある小
て諸社よけ難えあり歎ケ申申。

一吉野坂

同地小猪野村に館有あり、もく年ハ館主の名

字とぞ假名諱ホ詳ぢやも 东陽宮を氏
神とぞ百姓あり館之の子孫也

一多田館

江地祖の因る田村もあり、田橋亦橋とて彼
近ニ西行リ、引賣石垣行系としよりの今田
橋よ佐毛塙前ホ今にあり、古門掃部とし
百姓小幡之の系也。事あり、一に今ハ絶失
志アリ、一と見、大約至社記小畠而古社
限アリ、一と見、刈る木四記よ而見あ
ト、村よ山主羽山白山ホの社あり、又被驗

二人あり一人ハ古ハ社廟ヨリテ吟浦村進
墓廟の左列之。

一巖王権現又龍波権現たり

吉田地主郡法村の山中にあり、社飯十二石
一千一本地方上中波村出羽守波利也あり
社頭一人あり古碑あり、縁よ某久二年神
一字代とあり、至年神子既無^無寺社飯累
記よ神号の上中波村山主桂寺とあり虚元
巖堂の山中号よや

一小日館

小日村に御寺あり形見の館社ニを有す
の事ハ甚歎ハシマの事に近ヒテ官号
紀より留メテ官ムツと有り又後日紀十又二日平
天正十六年中納言従三位巨勢朝臣奈良
府呂持留守官所給鈴印詣難波官ムツと
モ外無ナシる号ムツ史ムツは教ムツタあれとも繫ムツれも
置ムツく小日村より大あムツミ神飲ムツありて形見ムツ
神ムツ半ムツほの日ムツま仕ムツきされムツと云ムツ傳ムツく
永年中ムツ入ムツ石九斗八升ムツの神飲ムツありし事

一
吹浦村の水此よりムツ被村の役人ムツ
葛原何某ムツといふ者あり形見ムツのる孫小
一ムツて正月八日と那因ムツ出ムツ船ムツを入ムツにあ
の古更ムツとをムツ至年ムツか法ムツもゆムツくをぢれムツ神
の案ムツもありりりよや禍ムツのムツありりりとを承
久年中ムツ禍ムツ倉ムツより支ムツえムツ禍ムツ造ムツの事ムツを形見
ちに令ムツをムツりも文曰生羽國ムツ所官ムツ禍ムツ造ムツ
之車不缺其功ムツ之車立久承ムツ訴ムツヤムツ之写
去連係ムツ六年十二月為ムツ遣ムツ往ムツ難波ムツ遣ムツ難波ムツ
正家放ムツ右大臣放ムツ内大臣ムツ車出来正家放ムツ

遂モ立帰某、極而有限公司被造像石等既止
為催促而來、事無事、報矣、先や、す、悔矣可
能其功之狀、依陸秀才守後、作行、極遠如
件

承久二年十二月二日

叢位翁原判

同二つ音判

肖地取引也、皮

とあり、立教書吹浦村より文面の上を
社年大社考に記し、傳れを略之

一劍竜山薬師堂

下齒材の枝に劍積寺といふ所にあり、ちもか一
負、元徒六人あり、ちも社役署記曰、在佐久下塔
村、劍詫山洋光院、劍積寺、三石六斗二升
八合、地方下塔村、正平、一色、慶長十八、五年
移失、下齒材は劍竜山永泉寺といふ禪もき
又、木材は劍竜山永泉寺あり、二〇、同山
を称する事、世然あり、一と云傳へ傳きと
今モ半詳かる也、

一劍竜山永泉寺

尾鹿村より、一石七斗八升

八合^{ハチ}三石^{ミコト}一通^{イチドウ}を西^{ニシ}地方尾^テ原^{ハラ}外^{ゼン}村^{ムラ}吹浦^{クモリ}村^{ムラ}
あまの旧記曰眞觀年中慈惠大師神言寺
用事の近^{ハヤカ}尚^カに伽藍を建^{タチ}吹浦村の奥院と
一^{イチ}永泉寺と号すとありそばハ天台^{テンテイ}ありと
云侍^{ヘリ}後來え翁和尚はもに住職^{ジツサク}をされ
曹洞宗とある和尚の教像あり境内^{ノミネ}一谷
あり觀音堂あり右門^{ミソチ}より鼓石^{ガクシ}あり
二^ニ後^ハ引の石場^{シマツ}江脂肉^{エゾヌメ}より鼓石^{ガクシ}あり
あり又七^セか月^{カイ}候ねといふ事を云侍^{ヘリ}す
のちに桂^ケ木^キ本^ハなり例年正月一二日吹浦

村の社^{カミ}中^ハに^ハ御神子殿^{ミコトミコト}を渡^{スル}也

一 箕輪館

黒にれとアリ

箕輪村の山表池^{ヤマハタシ}の邊にあり一間にや志^{ホドキ}あ

敷今に坂^{ハシ}あるを半^ハあり右^ハ神^{カミ}宿^{スル}館^{ヤシマ}あり
といひ半^ハ今^ハ御^ハ人^ハが^ハ至^ル東^ヒに箕輪村有
ゆめた右^ハより出^ハずれ^ハる船^ハ見^ルれ^ハを^ハ説^ク
箕輪^ハ船^ハと^ハ故^ハよ^ハ箕輪^ハ飯^ハと云^フよ^ハ莫^ハ
御館^ハを^ハ脚^ハう^ハり^ハ半^ハ十^ハ丁^ハ余^ハ支^ハ列^ハの^ハ館^ハあ^ハま^ハ
作りう^ハり^ハよ^ハ、山^ハ水^ハ家^ハ作^ハの^ハ旅^ハ集^ハに^ハ予^ハ二^ハ十八^ハ
峯^ハの^ハ付^ハ是^ハ巻^ハよ^ハ居^ハといひ半^ハを^ハ箕輪^ハ飯^ハア^ハま^ハ

人てよ萬をくく。事侍りに

又の上よりハモリムをもむの

黒髮よの雪れをりす。

とありかに筆漏館の事西見ぢ。

一 多 海 山

齒のめにありて飽海は程ニ郡よ跨り
大人日がオにの高山とり丁よて十七
丁スナハ弓ス人一ふ余ありとぞ。至行天皇
御宇大御三神社歴は。來現のそ後

後明天皇二十九年は山よ内移をそ後

平城天皇の御宇吹浦村よ移すと御記す
なり。社よ萬叶の仙猿是十二神將あり。堂長
ニ写幅二写半也麻に写幅二写飽海郡をけ
山の表はとし。右ハ吹浦廟是並列歴アテ
坐祝郡を表はとし。矢瀬。小瀬。瀬次等に元
祐あり。元祐あり。葉原御覆因二千二石二
斗一本ハ合九タ廢是村すあり。被地正下百
四十石一斗ハ合木三合の肉之吹浦村主廟乃
曰多海山有二道。从古以來者。此乃若
吹浦。吹浦。守理也。と云々。今板波別當坊山

上薬師堂の繪を西移と明暦年中吹浦方
より神をまかへ右東より海山の別當あり
巖是松岳山觀音まも海山とゆゆむひま
ゆ法なりとりて又巖是方へ吹浦立山神
立木元院海山へ右者を引半法かぎり
と論を因て右方より 公裁を經たり院を
御令主是をや下御极ありて双方へ是を書
を以て作成するを玄妙也

一巖國觀音寺 午

も海山とすれ、つ書出事。

一吹浦立木院して右東より道筋有之後
沙檢役立木院後院有之而後吹浦立
木院也右院也巖是より押へ立木院事
一物は沙檢役立木院以東事也如願すを仕得

立木院

未六月

長崎川檜た葉判

馬松吉左衛門判

石原平右衛門判

完和双方字記の名あり

右三人ハ御領主の御老より三方御扱事
院文也

下玉
今度嚴忌観音寺年元徳中吹浦神を寺并
元徳中公事仕臣戸ち社御ま引中廿歳许
沙書符を以て元内鷲忌一権持守候行當
扱之ニテ余之書もあ下焉奉ね付ま隨
所志上主自今以後必ずお遠中写故以是お
遠レ候事在り何様に曲事候可否作
付ル乃如件

明暦元年 東九月

嚴忌
觀音寺年元徳

吹浦
神事手刺
御元徳

刺

寛永多考大同村ち社模因郡年元徳
ホ十七人の名あり

右ハ嚴忌吹浦、空理ニ方の元徳同村ノ宗
孫の名ハ吹浦元徳を上庄とし延室年中
吉法を祀も且キ堂内床ノ内ヨモ夜一石
祭の事ありトとモ吹浦方を候り役而シ

出許仍而巖是より一札を至上ナ吹浦より
手写を下下文筆物也

お渡一札之事

一多海山寺堂古事記之巖流表口巖是より
乃中、并吹浦之巖流乃ち裏口矣。時小流
混汎ニシテ、而ち巖流之巖流乃ち於寺堂孔
弔之音吹浦流既不若寺堂海而仕以模。該
方にて連以自続。お宵り矣。所仕は、以之
度吟味仕事屋。沙公儀様にて上作
山上にて風雨之音色夜仕以刻。今度別
事多仕外為後日説文仍而物件。

延宝六年年七月

多海山一知高

程石院下

宝院下

清冰坊下

為巖流中

吉社多事引
山因記之卷之四
小豆七處事の段

神事

元禄中

元禄十六年未十二月矢崎百姓嚴忌元禄
をおもとしてけよの境を隔てては戸へ出
す矢崎方山上葉作堂の邊而坐理那の内
といふ嚴忌元禄ハ矢崎山ハ大ぬ忌神社ヨモ
飽海郡に移居の年歴史ヨリ向ぢり彼而建
テ而飽海郡よりと云ふ矢崎方ヤハ
大ぬ忌神社ハ一まよして同郡の田吹浦村
ヨアリて先代より神忌を廢めより一まよと
書ふる程亦彼郡へ引來れりとりふニ嚴忌方
ハ吹浦村大ぬ忌神社ハ矢崎山より跡の
地也と考海山ハ社也と傳之室永え申
年江戸より御檢便を參ひされ吹浦村の社
家ち主小庄君ありは矢崎山葉作堂を建
トシテハ飽海郡よりて始ハ大ぬ忌神社古
額号吹浦村ヨモ名多より遷幸の社ヨ安
心志する所作堂ハ矢崎山之上ヨアリて嚴忌
吹浦表はすりといひんヨ何の様あくんや

社を大店屋町御行まゝ移りを傳てまる村
移出まへき旨ち社役人山田氏より本狀有
て多海山ハ一ム大あ志神社の本社として
吹浦村多海山の勤達と申上す故
宝永二月の年を無に涉哉許有本の裏と
すり^{シテ}き事を考りるよや役人より作作出
り^{シテ}役者を拒^シりる由^シ本ねあり役人の
權威^{シテ}おれて正直^{シテ}を用^リナリ^{シテ}掌力^{シテ}
是^{シテ}御^シて被^シる歲の限^{シテ}と^シ之^{シテ}
ト^{シテ}小寺氏^{シテ}店内^{シテ}御^シ引附^シ御^シ曰多海山祭^{シテ}を

考^シるに由^シ西神^{シテ}まき^{吹浦村}_{エラリ}の方^{シテ}あ面^{シテ}す
て東南ゆ^{シテ}本^{シテ}の脊^{シテ}を^{シテ}考^シて今^{シテ}の神^{シテ}まき
大^{シテ}あ志^{シテ}社^{シテ}勤達^{シテ}の地^{シテ}を^{シテ}り^{シテ}、地勢^{シテ}
極^{シテ}を委^{シテ}さすに仰^{シテ}り^{シテ}と^{シテ}、吹浦村^{シテ}の社
多^{シテ}海^{シテ}より勤達^{シテ}と^{シテ}上^{シテ}する半^{シテ}を限^{シテ}す
と^{シテ}、蕨^{シテ}忌^{シテ}村^{シテ}多^{シテ}にあり多^{シテ}海^{シテ}、一^{シテ}多^{シテ}に
して大^{シテ}あ志^{シテ}神^{シテ}社^{シテ}を^{シテ}り^{シテ}とい^{シテ}年^{シテ}宝^{シテ}永^{シテ}の^{シテ}の
古記^{シテ}古院^{シテ}ホ一^{シテ}も^{シテ}、宝^{シテ}永^{シテ}年^{シテ}中^{シテ}吹浦
方^{シテ}より書^{シテ}誤^{シテ}ち^{シテ}付^{シテ}を沈^{シテ}控^{シテ}と^{シテ}るものぢり
え文^{シテ}年^{シテ}中^{シテ}二^{シテ}宝^{シテ}院^{シテ}西^{シテ}主^{シテ}より^{シテ}社^{シテ}上^{シテ}神^{シテ}階

勅許をもれ、一事ハ大社考に記し侍れ。即
之巖是より神蹟を取出たり。附御門より
神祇長上へ勅奏を以てあり。一り丸を海
山ハ葉作仏とて御用す。其後後天年
管領長上へ内召あり。勅旨曰大和志神社
始き海山は内移を施凡山工險阻にて容易
難登神事多され。怠慢仍焉。平城天室
御宇幕吹浦村はま迂回弱月山神社と名
龜大和三月より而大明神丸を稱之。前
ハ一主と古姓又主有之主より吹浦主
御之矣。や

而大山神を一主とヤキニ。おふゆ止葉作
堂を主ヨ一主とヤトテ。御文云を極むる
に御裁断の妻。一りさり事を含めをあ
ゆえ矣。や。

山飯燒出入の近巖是より書上する事有
き海山ハ龍の二重山に巻く。龍なり。主政
主堂立つて。腹よち身を詫び奉ると云とあり。
宝永年中巖是字記け山の記を化きて。はよ
高崎嶺。嶮峻。児童。岳城。々聳。離曼殊。嵩巖。峰
坎荒神。獄嶮。嶮峻。とあり。荒神山嶽。よ葉作堂

あり山の取扱之事と、世人の觀のニ至
てに巻下山取事にてモレよ堂達下と
ハリモヘキカ人の月よりるたゞ元岸の險阻
を見り斗ニ龍致の手を一笑モヘキ事あり
小寺氏庄内也說附添よけよの取西士よ似
トとちくを方より見れを仰りたりと
一西方につて、今峯ちくハ能仰りたり
ヘト、嚴忌の学說を龍致寺と稱たり、明暦
以後の半もやお件の极禮文の事と、觀者
有とあり。

多海山の事、古史より見か、和論也よ多海
山大明神と出是梅矢にゆるの始なり、二代
真緑子ハ飽海郡上と斗ありモ又曰貞觀
十三年夏五月十六日辛酉先是出羽国
司言從三位勲立等大物忌神社在飽海
郡山上、巖石辟立人蹤稀到夏冬載雪^{カロメ}禿
無草木去四月八日山上、有火燒土石又
有聲如雷自山所出之河泥水溢其色青
黑臭氣充満人不堪聞死魚多浮擁塞不
流有兩大蛇長十許丈相流出入於海口

小蛇隨者不知其數緣流損者多或染濁
水臭氣猶不止聞古老未嘗有如此之異
但弘仁年中見火其後不幾有事兵仗決
之龜蓍並云彼國名神因所禱未賽又冢
墓骸骨汚其山水田是發怒燒山致此災
異若不鎮謝可有兵役是日下知國辛賽
宿禱去舊骸汚焉吹浦村の縁記を見れど
きを承
より 乎海山上より吹浦村へ大ぬゑ神社を
遷り平城天皇大同元成年や
三代更孫よハ 清和天皇貞觀十三年の
衆下に大ぬゑ神社を兜海郡よ上あ
平城天皇ハ五十一代す 一清和天皇ハ
五十六代す 大同元年に遷てす 一清和天皇ハ
六十一年后の貞觀十二年の衆下に在あ上
とはあるはハ 一清和天皇ハ吹浦村の縁記伝
一卷ハ といふ人ありハ 史の文書を丸呑のみ
一て味を覗のぞむといふへきよや貞觀十
三年夏五月十六日辛酉先是出羽國同中と
あれを當季の事ハ あくに先是ハ とハ 五年
二年先をりて辛酉ハ あくに先是ハ とハ 五年

事なり一偏よんじぐり

芥田貞運曰酒井雅樂庭医家

酒井雅樂庭医家の産

梅三代玄孫曰

貞觀十二年大物忌神社至絕海郡山止
社家旧記曰大同元年奉遷大物忌大神吹
浦村カミムラ此二說相齟齬然國史之所載
不可誣社家舊記亦不可棄也列國諸山
之神社遷スル山下皆大同以後多淳圖者所
爲也於是考之則大物忌神社亦大同元
年既可奉遷於吹浦村雖然世人惟知此
神爲鳥海山上之名神而人皆不言遷坐

於吹浦村是以國史只以世人所言之流
布之說記之乎カミ國史の散ハシナガ而ハシナガ誣スルり
ちに社家旧記も又棄スルんといひてあ說
を適用スルふ古より例ある事アリテ文书中
あ說を以て神祇長上すり 天章アマカミ作上

より事アリりありとを極ハシナガ古例ありといふ事は
神代書一書曰素戔鳴尊自天而降スル到於
出雲、簸ハシ之川上則見稻田、宮主竇狹ハツナカ之ハツ
箇耳カ女子號稻田媛アメミヤヒメ其次一書曰是
時素戔鳴尊下到於安藝國可愛エイ之川上

也、彼處有神名曰脚摩手摩。其妻名曰稻
田宮主。土簀狹之八箇耳。うち出雲ハ山陰及
ちり安藝ハ山陽也。すり出雲ハ安藝より出
すりゆすも、やうに安藝ハ出雲より裂かテ
すりゆすも、やうに出雲の説を是ぢりとい
ちり安藝の説ハ非ぢり。一安藝の説を乞
ぢりといひ、出雲の説ハ非ぢり。一獨れ
舍人御主上古の事を後世より是非を乞
半をこれあひて五段を坐化し、ゆふとり
り。大あ志社の説も、ゆが心はけり。て見

侍はる太ち。神也。ちり。一。江府薦待講学
士林先生桂林、翁芥因貞、蓮戸田秀登、乃乃
学老國史、旧記、古説とともに枕あり、ざる半、神
玉巣の一體小なり。相傳傳に至海大御神の
御よ大御玉大御神とあり。是吹浦村よ
てを海より近道の極とより。て至る海
ひと大御玉大御神とあり。是吹浦村よ
半よ。はよ險阻。一て人沼海を、一に附
焉を載く未だ未のよ面のあと。夏月君
の消息を見て世人返神牛種荷物と/or/残

暑の日はあちまほにてひの字の年畫よ
うり九月上旬よりそと上ふわを載ふ一斤
よ白一壳をそと、もと上ふわを載ふ一斤
て素口の瓦流す配の地あり。に月八日より
を焼大蛇の流出一河筋、里程都より一て
そ源す歟、若すり流ゆ。ちりあ口とふ二
轟川あり。一え又五年五月上旬より上
の内牆橋臺、か御石、硫黄、辰とりつる所東西
五弓有丈八十弓被燒あり。一五年五月煙瓦
立する半一片の雲れてとくふ上庄へ燒接

大ちむ突出すり、硫黄、内牆のれ里程川へ流
入に五年の写川筋に奥野を見すば流を
引て用冰と一とて田地の化毛を害一ニ轟
川の海口は海藻もぢく海きず石皆白く
ぬき人のあり半あれ、祥小祀とになりす
著、ト異ぢり蟲、甲を火よ暖て占ひ、豆
とを汚其ふ水田とは吹浦村より登れいき
の海のうちには田とて僅の田畝二三枚ある
中にあり、よく人の住へた地ぢりね、耕
作の事何より、からんとてそ穀の益祚け

より移を一かよはせ能を後世よふをめの小
や、桜並に山ノ上ハ墓塚を築く之地よあ
ね、が冥福よ水田とりづけ神よ育てき
一林の田地を折へきよや、山浦村の神あに
おみそに月八日社奉祝向を上テ元徳庵上
よせて因業を被引を生祀飽海の郡民折り
ざるに群集一招札をすた冥福よりと侍
上代の月八日立ありて山を焼きゆふ
にさり因業下知ありて高禱を賽する月日
を定例とて今に月八日年く神事を

まし一め事りり又ち家講堂よあるを地
位を被し元徳又講堂のあすて因業の年
あり、堂は二社あり、強院薬師寺あり、薬師寺を
大ぬ志神社の寺地社とし強院を月山神
社の寺地社とある今もるよりあり、去御十二
月 公義より郡中へ神位の事御有者
モ吉き海山大ぬ志神社坐羽圓一木に成
あり、第一代冥福よ附白ありとゆうより予
ゆ史を見ると一二代冥福延喜式中に一木の
事見く、也廢思ち家元徳何を見りたりや

大ぬゑ神社を一まと稱せり。又吹浦村の古記より

記よりへり。

吹浦村大ぬゑ神社の古記。吾朝御影現時乘大鳥兩翼從雲路飛來。左翅有二卵右翅有一卵。左產兩所大菩薩右產丸子元祖其鳥於此國儲人孫再化。本鳥飛沉北嶺池。吹浦村の氏子姓古よりもを含用をさり。内經現の附大鳥にまつをゆふと古記よあれもけ神を掌教するの餘をもれまでし押乃とゆるや穢ありとて禁止もよし。

あくに。あくと大ぬゑ月山の古神をりゆぢり。大菩薩といひ又の俗名化神を附矣し。ちぢり。二神來現のひりゆと御仏よ仏法源もすれを菩薩耳ある。を事より。ありを但古代。大菩薩耳。神仏は通用して歴史より。考え能く。尚ほ處子村は佐ノリタ小。や。被村のきよ若神館ありたるの古祖草創もすれども。後年の主は被館の下に住む。旅は因俗人孫とあれ。他處を求つて

はあくと薩奥語記よ丸子高林弘政といふ
あれ丸子の西を走る河は江戸を經て軍麾下坂
東精兵ぢりとあり乃軍より新兵の事之
たるの後裔今ハ丸子と称してある御
市衆村より古より移來りるとて一姓至
え文に年の一羽予り方へ移来して一後を
許をも二羽の翼と觜とをありと爲す者
て設とし狼は丸子の主と出そ下にシテ
文云あり一年経ぬれど又云もされ候る
筆記又云ともに毛皮、拙く見ゆり、一毛

今案するに吹浦村の丸子よけひて丸子の
子孫と云侍（さむし）と極（きわみ）ありん、又移
入川あるした後何事と云ふものかりて丸子
の子孫と云侍（さむし）あり事務の時、古來より
東福坊を名坊とも北岸の池とハ今の中上
多の海と云ふ、井池の事ぢりは山川よりあれ
ハ山川と云ふ、中多に化して沈と云ふより後
年け池を多の海と改称（かいつぶつ）て山号を多の海
ふと云ふと云あはよい（よ）てとく和諧也
よ多の海大内神社とある、多の海のニ多の神に

出の始末但隣裏記は頼附多海舟も
記を一とあり和篇後ハハ十二代

後多海院の御宇清系良業也とあり隣
裏記ハ序文よ槐門秘府所藏と耳あり
て俗若時代志れども古事記より於附
り記一よりニ十九代 後朱雀院天惠
年中の半ずれハ多海の二字和篇後の上よ
りたりたりとへを乞

元祐十六年貞運記曰山上神祠之南一
許里有神池方二町許陽旱不涸陰霖不

溢俗称曰鳥海因而名此山称鳥海山也
又宋永元中年廢邑多瓦器瓦器とり
傍はゆの記をする中曰坤望有鳥海狀田
滿周圍數百頃池鏡泓澄而深不可測於
中有一洲奇化時榮芳草叢茂名之何也
謂稻倉嶽有異鳥貌如似鶴翼有金色文
此是山主所乘之靈鳥也見豐年人聞其
聲似鶴鳴時々來而啄于茲山称職之由
也今移居に山主所乘之靈鳥也

りアハ吹浦村の古記は古文多神君朝附

新規附乘大を西翼後云該處來とひよ文
義以て化すよや

陸奥語記曰頼附為流矢所中還る海柵記
とあり、敷附、安信氏より始の名ハ敷良是
貞任・宗任・ホの貌ぢり、けふを見んれバ、も、海柵
要則はありて敷附、ア、羅波の様より、傳れ
トヨ、布禮を見れバ、充ム、ア、モ、九、ミ、卷文
治又年七月木、七日象下に二品麻止覽、安倍
頼時本名頼義ナリ衣河遺跡給郭土空残秋草鎮、
弓數千町、礎石何在舊苔埋弓百餘年、頼

時掠領國郡之昔點此所構家屋男子者
井殿盲目厨河次郎貞任鳥海三郎宗任
境講師官照黒沢尾立郎正任白鳥八郎
行任等也女子者有加一乃未倍中加一乃
未倍一加一乃未倍也已上八人男女子宅
並簷郎從木屋閨門西界於白河閨爲十
餘日行程東據於外濱乎ちく星々翁と見え
き、が村附の館ハ衣川と見ヘ、ア、始の名陸
奥語記より敷良とあり、布禮の御近より敷

吾館もちく衣川より一里よりや、厨川ハ當
ふ平原郡今治はあり、淡太平記十ニ堀を引
寝えあわせよ天井川二堀を引て出羽國一厨
川の柵よりて貞任宗任を擊平くとあり、
出羽國とあれバ今治の厨川を抜ぢり、
被地よ美家朝臣の陣もありハ櫛えを多
擅ひ帝主政の權左刀ホウリ委一モ半ハ
平庸船の下に注き、若江記よし栗屋川の元
希貞任とあり、石溪公連より安倍貞任高
宗任とあり、宗任り波も南ふる海山の林

はありて深見郡ハ櫛えの神ありてえねを
りれハ櫛ち希と名のれりりおよや、山上
寺の海比上よ弘之希石とひよありけ人かと
さめり、おと云傳へ、弘之希と、宗
任の事よりて古人音より擅ひ帝主政を
海比ニ希よ弓を服よ射せられ一物と云
申古役の字は弓なり、薩摩江記よし海櫛と
ありとノの字を付てモ海の櫛と讀うる
よ波の地名と見る人もあるよや、又の
字をしてモ海、櫛とよめ、人の名とすり

て彼處の地名と、ハサツト古今も海と名
多入多一様立ちに於財衣川の館をまわ
され浦より下りて金城へ向るに流矢小川
うちも海三郎の廻にて走る車を考
察へよとす也。

古人も海三郎を海より精義一と云體へり
多の海北面卑き所よ古よりたれよ猶
テ表より御池のあをつめてあり害と
トタリするや、多の海北下あるの内よ庭屋と
りつゝあり是を考れば、當任ホ言軍にま

立まれ鷺の内けゆよ精義とする事もありし
也、群立る余松とりよ西山有り、至年生御船
の植木稻倉嶽は、やうて大木を伐りて舟
本の中より玄奥出たりと云施れ、ばけゆの
内よて金城へ向る事無く、平家ゆとりよ
稻倉嶽を坐理郡よて、ハ平家ゆとりよ
王代一說曰康平五年九月六日源賴翁衣
河の閑を夷破る、貞任を海の廻へゆる、十一
日を海を攻囲十七日厨川の橋をゆて拒戦
安芸兵を以て貞任を窓側とと云ふ事有り、

虜とすれり、或況よ貞任有効蓋口を尉川の
協よ任ととあり、菊翁、美州あり、天喜翁よ
バ尉川を出羽ともあ説回り、すれ進る
譯也。

太平記評判十又二年夏、美州の臣日郎をめに
のをよ属一、すり、南は侍の因よも海とし
あり、向毛を修川不令戦の事下に毛海「毛海」
昂とあり、宗任が主従すて毛海之昂と名々
なるも、羽宿記八毛よ、後冷泉院永承
六年辛卯正月十九日、南の押近使、権左
衛門、又羽宿記の数主松の役よも、也を志
らん、川毛郡お川村よも海山よも、とりふ百姓あり、境に篠
師山照といひ、出羽一、すり人よも、又度鹿
又昂に任し、山田の因を飯一、りりすや、室
ナ一章の因よも、度鹿とし、あり、度鹿任によ
正任ハ貞任ウ、藤原とあり、因川郡大毛山ふ
隠れする人、向毛ハ昂ハ、上上の因を以て

昂達衛使よ全仄、尼昂則政、毛海十番並遠
羽毛山へ、多詰の半あり、承承、天長のあ
宗任以あふしも、海を名と、一、タス人ありし
も、又羽宿記の数主松の役よも、也を志
らん、川毛郡お川村よも海山よも、とりふ百姓あり、境に篠
師山照といひ、出羽一、すり人よも、又度鹿
又昂に任し、山田の因を飯一、りりすや、室
ナ一章の因よも、度鹿とし、あり、度鹿任によ
正任ハ貞任ウ、藤原とあり、因川郡大毛山ふ
隠れする人、向毛ハ昂ハ、上上の因を以て

タリナシ祭巡る譜

一大歎忘神社

吟浦村より移祀延喜式神名帳より載り是
なり。倉稻魂命にして又穀靈神なり放不
都氏二月種稻をまりて又穀靈神を行ふ。
又五月麦をまし。日中する紀曰伊弉諾尊與
伊弉冉尊共生^{アマ}大八洲國然後伊弉諾尊
曰我所生之國唯有朝露而薰滿之哉乃
啖^{ミクシ}撥^{ミツカ}之氣化爲神號曰^{モコス}級長戸邊命示曰
級長津彦命是風神也又飢時生兒號倉

稻魂命^{アマツチ}御代毛ハ傳授の事ありて口
傳を受^ヒけ人^ハ不解^{アリ}ト^トモ

桂齊曰昔者伊弉諾尊爲^{アマ}大八洲國而齊
祀風穀二神奉^ル之靈號焉夫天地之生氣
乃風也生气之相續者穀也國之所以建
人之所以活莫不因^ニ二神之恩化矣是以有
廣端龍田之二社盡祭祀祈^リ豐稔者也坐
于羽列飽海郡大物忌小物忌二社由此
神而其奉^ル物忌之號者良有以哉^{アム}靈
号と^ハ級長戸邊^{モコス}倉稻^{アマツチ}命と云今号の

事よりや、名神皆在也。一ゆゑ地を喰津といふ
吹ハ風かくとよめり。天地の生氣を以て村
名とぞ。古記より靈光吐風以降神道晉來
人倫連生爰丙所大菩薩とあり。村名より
^正而て謂あ。事と約へて、又生氣のお候ハ
穀ちりぬよ泄古より郡民穀麦の穀也を
き。桂木ハ山嶽山體の縣をすり。祐祐を記
もの文義自祐と當社の事也。よけつても小
縁の事よりあくに、小ぬ鬼神社の事ハ別考
よ往も。貞運曰。本社大ぬ鬼停。一社土人傳称、
有

小物忌神或曰月山神未知孰是也。物忌
と云雲角にて神を名するの名ぢり。名するに
神忌の法あり。ヨロシの法あり。吉凶の神を
多くや忌神あり。延喜式神祇又ミ卷缺え
の事下に見へり。缺えとしよハ因祝主の未
嫁にて。大神ミモニキ仕をりよ。すり。因七云
外七云の忌神あり。佛称中古經称塗紙塔
称阿良々岐寺鬼賈僧称髮長尼称女髮
長齊称序膳。是因七云としよ死称奈保留
病称夜須羨哭称鹽垂血称阿世打称撫

完称菌、墓称壤、是を乍セモトリフ又別忌
祠あり、堂称香然、優婆塞称角筈と云、吹
浦村の大奥也。是より是より同一ミアミヨリテ
正月廿二の寅の日亥の刻より申の日申の
刻と七ナ日の夜有りて民子賛頃月代を剥
りたれをとくと死人ありても七ナ日の内ハ
葬礼を執行リモシ麻をとくも喪を吊リス
釋迦をあくソモ冠婚の礼をも御ムモ社外
の男女と七ナ日の内モヤセ七日の内ヨウム
キモシハ他行立の事無一焉乞ニ季の夜
忌往古より幽社モ行ひ多ナリ、故モ大奥
忌神社トハ稱トキナリナリ、伊勢トモ大奥
忌方トイカアリ潔斎して 大神名(ま仕
の名ナリ)、祭中ナニナレハ天主モあれツキ
て日和ちる事稀ナリ云々民大奥忌神酒波
リムフウ(ナリ)ト云傳ヘリ、花傳アヘル
トテ小神忌神社ト云傳ヘル教の二神一宇ニ
神力をりよリキムナムト云傳也あれ、又民の
後も謂ぢきヨハアムモトナム、酒海一ムク申
を表ヘテリ神事もありトヨマ

享保以あとハちも御元徳ホ神ありを付半
か地崖にて仙翁の法を被り行ひて其ハえ
禄年中を度家(下)され一法式勸方の書
付よ詳すれど正ハ取の事よ據られ神主寺
宗元代より多中にちれハ凡人よ福れども
穢ごとに候(ト)大あ志神社の列幽(ト)とそ
くに神のあと元徳をきれて並居殊教押
拂弘經を唱る事にあはりいと清宮御事
川山三劍より役人奉仕(ス)穀め代の行ふ
全子をまわせ(テ)是をとんりくめすり

又巖島方室承以後多海山の葉障ゆ事を
大あ志神社と號(ト)大ある楊枝を立玉余
諸の石塔よ振(ム)きて十二ノ纏を云々^又善哉の
爲として草薙婆を賣葉障の仏像十二神將
の畫像を出一ノ散織を今よりに社廟一人もあ
あれ、^ハあ志の作法行ふ人有、二月十八日
峯中被行の所より神位記をへつて^ハ草
梶を舉出一多海山出羽山一多正一位大拙
忌神社と號すものである家を設立崖の
内^ト多大あ志神号をれちにまゆを、^ハ欲テ

お坐ちりけ家下りに至海山へ登を下る
には怪の天まと像よまれ來り百千の雷同
はよ鳴りあとく人走りてゆくゝ事
事を忌むハと申す者有。け日向の志
美清一命を梓んとて下り事誰も有。事
ぢりげ御ニ度山より登せん御事モア立
五年、神事に付ぬ事を以てりやモ
都の御を五次ハ。室後まゐの御可池田監
ねと云一人。祐也く薄写収刑罪よりれ
又神位を下りする翌年より山ニニ年

燒空理那仁嘉保の水田を害し。元内には毒
水が流れさりきとりへたを弓矢年モす
飽海郡の人民、刑罰飢餓の苦モり。ニ
代吏緑を以て上古ハ山の燒モを考レれを
神の山モと心モ。人ハ私モられとす
主府は神石を忍モる人ハ程學モ流疏策
のままで山モを燒モりモ。とて縛モ
られ、バ勇モるもの、れ敬神の心モうちうり
毛を吹浦よりモ神位の御モ上神祇長
上より既モ天主モ内奉モあり。一モた

まよ指掌留ありと人のうりて半途にしてゆき
たりそんこの上よあ。あーきふましわり

き延喜年中

勅裁を以て神祇祭饌祭

ほへ作出され。一神位御方の吉事も付に別
尚禮諒小ま仕レ社神位記を奉納。御社
職を以て奉納セきとあれ。ハ祭式為主。有
やうに侍れども。辛神社官饌の事もも
がれて神位記の下トより。亦教えあり。勅裁
の事とはたゞ。其侍モを沙丸アツマ。神
石每カニの奉ムんり。

吹浦村の神主在職の。既辛房アキナガ。ト。強シ
大社の表田記の廢リきを歎くのことにて
キ。海山を主に入糸作スジサツの薬漿ヤクザンを食
五ゴ。きかみはあア。だ。社薬作スジサツを薬作ヤクサツ。
先きアヘて。方法ハラフを引ハシ。一。主大シマ。大シマ。神
社とも。吹浦村を稱シテ。社薬作スジサツをち。薬元
キ。海山薬作ヤクサツ。蕨ケ。是吹浦。あ。の。ち。蕨元
也。後アヒて。表は。主別シマヘタ。一。主理シマリ。薬を裏
口と定め。す。明暦年中。御饌モカシを主祭の院
文モカシ立吹浦村の御紀田記も。立ち。それを。西家

磐宗の差す
のを社をち後して多羅山薬師堂兼吹浦
村の講堂は抱りきも、ちかく荒院院が社の
神事に拘り、ざる事、ハ多羅の古禮又
明白なり。上使よきもの人ありて、其格小
立りて、附あつた、多羅の事をして、
銀起曰 景行天皇御宇大物忌大神現于
當國タツクニ、もとへまわらひまわらひ
タツクニ

主下羽多野の回記を以て、
名稱尚云よし向ヨシマカ、
諸作祠を建立する。

主下車あり、齒社シノマツの茅劍包

又曰 欽明天皇二十五年甲申大物忌大
神鎮坐于羽州飽海郡山上タケヒ
又曰 用明天皇御宇使大物忌大神定出
羽国一宮賜題額之旨ナ
又曰 平城天皇大同丙戌奉遷大物忌大
神於吹浦村タツクニ

續日本後紀戊七日癸和五年五月丁卯奉
授出羽国從立位上勲五等大物忌神社正
立位下餘如故タツクニ

同第八 仁明天皇永和六年冬十月乙丑

出羽国司言上の事、田川郡の下に詔を

同月九日七年秋七月丙亥奉授出羽國飽
海郡正立位下勲立等大物忌神從四位下
餘如故兼充神封二戶詔曰天地天皇我詔
旨尔坐大物忌大神尔申賜波久頃皇朝尔
縁有物恠天卜詢尔大神為崇賜倍利加之
遺唐使第二舶人等廻来申久去年八月南
賊境尔漂落相戰時彼衆我寡兵力甚不
敵奈利儻而克敵留波依有神助止申今依
止申世利之月日與彼南海戰日正是符契
世利大神乃威稜令遠被太留事乎旦奉驚
異旦奉歡喜故以從四位爵乎奉授兩戶之
封奉充良久乎申賜波久申中

三代實錄曰 清和天皇貞觀四年冬十一
月乙丑朔詔以出羽國正四位上勲立等大
物忌神預之官社云く

同十三年の事下、もと海づの下に詔を

同十九年夏四月立日 そ卯授出羽国從三位
位勲立等大物忌神正三位ヲ

同 陽盛成天皇元慶二年秋八月四日 丁卯
出羽國飛驛奏言の事ありあ件よ記モ是日
彼國正三位勲立等大物忌神進勲二等正
二位ヲ

正平十三年八月卅日從一位源内大臣殿
中御船小石ムカシ石友村ムカシ所狀よ出羽一え
とあり、延宝六丙年年橘三若六十余割一え
巡詣の及マ御マ一ムる中臣被の跋文よ出羽

一ミとあり、元禄九年領主の麻匠芳賀氏代
の形狀よ出羽一ミとあり、同十年ち社役人
奥津氏中村氏一由ハ渡スれテる是出よ出
羽一ミとあり、宝永乙年林大字多岐利梨木
桂林翁井田氏戸田氏草納マツナ一體小
も出羽一ミとワり、タク事保又年淺利大貢
草納の記よも出羽一ミとあり、彦の字若
者よりタク來ル一ミあり、タク年領主の麻匠小
寺氏店肉記よも齒社をひて一ミとハに至ルを外
ま長以來の核カケラあるも一ミとハ考紀カウキもに

追加

天和二年巡見記は八月十九日吹浦内泊
泊因と六里同村よ大ぬ志神社とて羽列一
えとりふあり。

一月山神社

月讀命より古記は天平年中感稟の事而
至て吉備公娘穂を瘞させる辨と一ノ木
車たり。月读命の慈魂を表すをあひぐる木
や大ぬ志神社と同くに希へ多る近森神名
此よ能海郡月山神社名神大とある、是之。

主税式よ出羽國月山大ぬ志祭料ニ子束と
あるハ同くに多る、りゆく小祭料料、少く者
と見へどり、承平年中舊倉より三万石造の
諸教宗にあ下まと稱もどり、同くよ焉りの
号ぢり、又正平の古院又すも森河とあり
又一山の号を森河と稱ぢり、森河のま
ちより海ぢり、郡中の山伏多すあの祭文よ
吹浦あれ松原と称ト又人齒社へ承請
をあひ申先といふ、慶長二年羽毛山よりを森
廟へきり山狀よし吹浦あれ方丈とあり。

二神ハ尚少九神の上焉トリカヘアニテ
ハ稀一來ルリトモ

一
三代實錄曰貞觀十七年秋八月二日丙午
授出羽國從三位勲六等月山神正三位同
陽盛天皇元慶二年秋八月四日進勲六等
月山神四等同四年春二月二十七日辛亥
出羽國勲四等月山神授從二位同元慶二
年秋七月出羽國正三位勲五等大物忌神
正三位勲六等月山神並益封各二戸與本
并各四戸毎發軍使國司祈禱故有此加增
征戰標アラバスト奇驗アラカミ

也同秋八月四日祭下先是右中辨兼權守
藤原朝臣保則奏言此二神自上古時アタリ有
二神トハ大ぬ志月山神アリ大ぬ志神社
ハ東の方よりて一丈四分方アタリの社ニ月山神社
ハ西よりて同一丈四分方アタリの社を隣弔
に有る一祀曰大ぬ志神社左上月山神社右下
とありメテ文考れを徳古月山神社ハ石壇
の下にありたり又や至長十七年移れ
並造宮殿一字とあり大ぬ志神社より

神社を並造りたり事より並造の上よ答
奉爲の二字あり予之心を志もれ追る
~~繕~~
~~ノ~~

寛治年中、惣左弔及大内三神社へ為取
ありて大刀を納み奉事、以因日餉の下に
置き、又一役小職後大刀協左弔とりと人
事請にて自用の弓矢を納、又モ後江工源
又弓馬俸給奉清光の左刀兼莢金十枚草納
モとあり、江家茂藤の多教他は移れず、社
すり、其奥小室永年中、あ社主上の財饗失

一々ナシや今ハ見~~ヘ~~モ、

二代実孫は封戸といひ、地を神よあむる
をいふよや、貞永の御同は有封の社といひ
ハ是を又人よあむるを、封戸といふよや。
候日が紀十七に至り大改定奏の文義曰
封戸人數縁有^ニ多少所^ニ輸雜物其數不等
是以官位同等所^ニ給殊差於法准量^{スルニ}理實
不堪請每一戸以正丁六人中男一人爲
率、則用鄉別謀口二百八十中男五十擬
爲定數、其田租者每一戸以四十束爲限

不合加減奏可テ、一戸ハニニ代實糧を
考れむ田地より、六丁より、通の農夫も
六丁の田地を、正丁六人伝より耕を、後日
か紀二十、天平宝字元年、象下天下百
姓成童之歲、則入輕徭既冠セリ之年、使當正
役懶其勞苦用輶干懷昔者先帝モ亦有此
猶未施行、自今以後宜以十八爲中男二十
己上成正丁ナシ、二代兵籍、是年三月十五日癸未左京職言、今戸令云凡戸皆立
家相保、一人爲長、以相檢察勿造非違云々

又家お係トクハ、今世の又人組トクも、長とり
ハ改ハシメり、一、固えまに年、の象に山城国司
除弃大小口ナチ只抄六丁以爲一戸トク、大
小の口トク、あ考但上戸トク、とり、事よや同
えま、八年六月一日の事トクに、近善爲戸頭トク
云々、又戸をねとあり、今世の行兼トクねのれ
みすナシ、一戸に田數あり、里鄰トク、方六丈
十段ナシ、爲一町、三十丈ナシ、一町、十段ナシ、爲一町、但右制、長サニ三十丈廣ナシ、十
二步ナシ、爲段、十段ナシ、爲町、と考據記よりトク、

里教ハ六丈五寸為一間、六尺為一段、六寸
弓為一町、三十六丁為一里古以五十町為
一里、或四十町亦以六丁為一里。古代ハ六丁
一里の制、用毛吏史は載らず、故社村戸大
あ志神社へ戸、月山神社へ戸、万合戸之
三代実源よ只ね六丁以為一戸とあり、飯
を以て考れを八戸の田教に十、八丁極也、
は所當地の田地より准して刈り足る、四方
ハ手刈りや、又石小つむれ、七尋二十石を
呪浦、三海、三内、彰因、日北、日向、移沼、福井

村小姓古の村戸と云ふ田を三海によありじ
神飯を主とされ、時代にちくそ上校系勝
没されしと云傳へ傳れたり記あるし是
も、三海ハ内務所主として每年に月中西ノ
尚社の内姓御主役を渡する内彰因日向日
移沼、福井等村の神飯、酒井家御入戸の
來寛永年中か及至十弔、室若、吉左衛門と云
人云々りと云、族系ハ加藤氏神を寺の住
僧と云今をき萬葉を云孫ち承元院（感努
を有するゆゑ）を而て呪浦村え和九年の

水狀よろしくあり但旧記をもす人の口よりは
又遠ニ氏の西ゐるを見ゆ出をへき事あるあり
と予若年より心を碎きこくに爲る彼西ノ
求て湖ニ氏の西ゐるする事もある領主乃
家臣は明達の人出で度也一の財ありふ
家無る宗の差すべし

東鑑ニ之卷曰及日中老翁一人正束帶
杞笏參入宮中候西廊僮僕二人從之各
著淨衣捧榦枝人恠之面々到其座砌雖
問參入之故更不答前少將時家始發言

謂

語直可申鎌倉殿うく羽林重閣名字之
處不名謂即披露此趣武衛自簾中覽之
其體頗可謂神也称可對面令相逢之給
老翁云是豐受太神宮称宜爲保也而遠
江国鎌田御厨者爲當官領自延長年中
以降爲保數代相傳之處安田三郎義定
押領之雖通子細不許容枉欲蒙恩裁云
以此次神宮勝事引吉記所見述委曲武
衛御信仰餘不能被問安田直賜御下文
則以新藤次俊長御使可沙汰置爲保使

於役御厨之由被御付^{シテ}ゆ浦村より為
保^{シテ}と^シ神藏ありて領主の酒税よま共
ぢとり^{シテ}一人、社家二人。

一
神^ミ一人、^ト社家二人。

日が書紀を以てにに十代 天武天皇六
年勅天社地社神税者三分之一爲擬供
神二分給神主^{ミツ}、^{シテ}此^シは^{シテ}ハ神主^{ミツ}の欣
地しあは^{シテ}よ記をハ戸の内と刻^シ。一神^ミ
廟^{ミツ}が社の右の垣内中^{シテ}よありて^{シテ}内^シの
坊舍氏^{シテ}の家^{シテ}を照下に^{シテ}有る代^{シテ}神主^{ミツ}

舊位の地^{シテ}室曆二年^六年^ト至^シ家^{シテ}住^シ
姓^{シテ}葛原後^{シテ}田翌^{シテ}二月^{シテ}落成^{シテ}のため^{シテ}小^{シテ}波^{シテ}
ある^{シテ}を^{シテ}改^{シテ}^{シテ}翌^{シテ}二月^{シテ}落成^{シテ}のため^{シテ}小^{シテ}波^{シテ}
ある^{シテ}。子細^{シテ}室曆二年^ト廟^{シテ}位の^{シテ}あ宅地^{シテ}
内^{シテ}有^{シテ}キ^{シテ}而^{シテ}を^{シテ}勾配^{シテ}有^{シテ}り^{シテ}に^{シテ}切崩^{シテ}下^{シテ}社家^{シテ}二人^ト
て吉國^{シテ}位の^{シテ}うち^{シテ}配^{シテ}有^{シテ}り^{シテ}と^{シテ}、^{シテ}家^{シテ}元税^{シテ}
へ^{シテ}与^{シテ}一^{シテ}山^{シテ}社家^{シテ}の^{シテ}地^{シテ}全^{シテ}地^{シテ}の^{シテ}支配^{シテ}一^{シテ}あ
引税^{シテ}して社家^{シテ}の^{シテ}地^{シテ}全^{シテ}地^{シテ}の^{シテ}支配^{シテ}一^{シテ}あ
らを^{シテ}とり^{シテ}役人^{シテ}正史^{シテ}回^{シテ}記^{シテ}の^{シテ}號^{シテ}を^{シテ}用^{シテ}家^{シテ}
や^{シテ}を^{シテ}是^{シテ}と^{シテ}を^{シテ}家^{シテ}下^{シテ}を^{シテ}非^{シテ}と^{シテ}刻^{シテ}御^{シテ}屋^{シテ}

下へ釋々々り宅にて當社の御記神ミニ御の古
禮文を奉りとくんとをもか法の裁ひぢりき
東嘗十一ニ毛庭久ニ年に月廿七日甲辰祭
下に相模國生沢直下、社神主清包與地
頭土屋三郎於御前遂一決是清包爲地
頭被切取社内之桑之由所請申也。土屋
一旦雖論申可停止旨被御詫行政奉行
之由於御前對決事雖不輒依爲神社事
如此ちく當用の役人から又翁もつまら
ざりすや大社の奉詔勅宣の故をゆゑ
ト

より御記古記の上を釋々々り奉るて沙古レ
クルハ漢写文事ぢり、公あくん人ハ家ノ
汗を生キサムンヤ、物は上ヨリ漢写文事
侍れとも房ークルを少瀬レ侍る。古語ニ釋
五部殘新理道乃異更新理曉而天下庶民悉
失教と云く、ほの在穂と生れゆふ人大小と
ちく心を用ひみかへ至事ぢりを後藤當郡
追放をされて後一二二年を経て二男系因
川郡上山王の神職よ仰付られ又子兄弟
ともに被地よ居付を(きよ)仰付られ

り在他社小巫仕も（さむしも）ぢづれ、（バ）辭退（ハシタツ）
 侍（ハサウエ）神（カミ）及（シテ）或問曰大中臣氏まはの神縁流を
 畏（ハラフ）小祿（コトハ）あ（ム）伊勢祭（イセマツル）代（スル）神院を
 畏（ハラフ）一例又大巫司（オノマツリ）上代（アキラメ）ハ諸氏混（ハモニ）て
 之役を一坐（シテ）中臣朝臣比登（ヒタツ）より以采
 他姓（カナヘイジン）を（カ）任（スル）他姓（カナヘイジン）を任（スル）、（ハ）天下（アメニヤマ）凶
 事（アシガタ）あり（スル）と云（ハシタツ）天德二年九月内裏回祿（カミツクニシテカミツクニシテ）
 同十月中勢官（ミツシキニシテ）より旱（ハリ）穢（ハリ）疾（ハリ）病（ハリ）并記（ハリ）
 とト食（ハシタツ）あり（スル）ウツバ勤（ハシタツ）云（ハシタツ）其姓（カナヘイジン）の人神事
 に佐（スル）事（スル）ある友禪（カミツクニシテ）の大祿有（ハリ）崇（ハシタツ）於（ハシタツ）是（ハシタツ）紀四（カミツクニシテ）

き（ハ）別室附（ハシタツ）の主司代（ハシタツ）もハ清原氏（カミツクニシテ）ぢづれ
 と云（ハシタツ）少侍（ハシタツ）きづれ（ハシタツ）とすり（ハシタツ）ユ幣帛（ハシタツ）仕（ハシタツ）の事
 も後日（ハシタツ）を記（ハシタツ）は天平富寧（カミツクニシテ）字え年六月ひ赤沼
 ありて伊勢 大祿（ハシタツ）の幣帛（ハシタツ）使（ハシタツ）自今以後
 差（ハシタツ）中臣朝臣（ハシタツ）若祐用（ハシタツ）他姓（カナヘイジン）人（ハシタツ）と云（ハシタツ）倩（ハシタツ）旧云（ハシタツ）の
 旗（ハシタツ）を考（ハシタツ）るに諸社の主司神（ハシタツ）正祝（ハシタツ）以下（ハシタツ）之（ハシタツ）を
 神（ハシタツ）の苗裔（ハシタツ）をひて室（ハシタツ）より半除程（ハシタツ）ある事に
 や、（ハシタツ）そも人（ハシタツ）をき（ハシタツ）ハモノ人（ハシタツ）をゆよ（ハシタツ）に次
 才（ハシタツ）より見（ハシタツ）く、（ハシタツ）崇神元（ハシタツ）は大国惠余（ハシタツ）の祝（ハシタツ）
 を禮（ハシタツ）み（ハシタツ）も者（ハシタツ）大國（ハシタツ）根子余（ハシタツ）の祝（ハシタツ）

禁本に黒本に左の如きあり、

子第奉じたるは必ず裁物の縫りと直毛題字、職を辞す。其後氏子の寛夷にて
老病故燒、又其後も傳したる僧徒の一和尚を仰す。一本大病死四人有て
亦然也。僅に存す。二和尚とも榜記又は病死ありてか此れす。其死も其災
事よりて三和尚が外寺住むより。又其家者援士と稱す。一寺程ある事より
死へり。又あれへ此方へたゞ從人ほ年貢引取當て、榜記内寺家也。其力へな
けり。一は口中に瘡をもて食を止めたり。又其家者性て病死。又其死も其瘡
也。二は其主を若めぬる故人勝抜上等をもあらず。又其死も其瘡也。
至て、其主を若めぬる故人勝抜上等をもあらず。又其死も其瘡也。
其主を今死へたずもあり。或は役死へたるもあり。六年の中々ナラの不幸也。之
文は某の所祖と云ふ男あり。子ハケシ、歿年古風と考へる所のう物也。又其妻
某也。夫は某也。夫は某也。夫は某也。

(注) 佐藤大吉の手写本

多々天下の祭りにてとありモが社事
ワニーとあり エトの文署 岩社の事記よからむと
いふとも而見の祭を記一作り事あ車の
禮トドを見て後車のトド一めとある人お
りが由来禊祥の奉たぢミコトヤ

一神樂方に人

笛吹一人 大鼓打一人 神樂方一人 巫二人 家永
に年神を公許あトドうけの因よ躬因同村
は樂人の多様ありと云々今ハ樂料ムシレ
ヒリ古流例とみて神乐の役被村より一人

來て笛を吹古神ハシタニキミ代モ藏うちサ
長年中吹浦村の姓領主ニカ出する日安の
うちにまも十に年大鼓打料を集マツルア
村は人トド外トドといふものれ曲トドリトド事トド
は此の役をハ言工役 今しも其年東月次の神事に
宅より大鼓を携ヘ神トド一トドも其
事トドを召マツルより領主の役トド一トドも其
事トドより年日を支トド保トドより多方の姓を
とあり、神方トドく神子年役トド或地主
役トドす

神の御を刻こころねぢりとも、あ因村は長
十六年の水忙は年因とあり、年料ぢりし
とを、又福市村小幕先とひて因なりて有、
き者家の祭ぢり是神の幕先ぢり被因
地弘印といつてもの有り、毎年九月九日
流例とてき者家在郷の役を神社を納
侍り、巫女一人ハ工七萬材よりて今ノ
神の先といつて因地ありとも、其の事
いゆる思され、巫女半身をあらざるをね
らりの二月六月色々の神事には神社
まほを以て

役を寄多モ今一人の巫女ハ三因村もあり
是長十九年水忙は神の先ニ三十川五石もあ
とあり、巫女も古子免門面とあり、波瀬を年
とあるを考へと福一を妻代く巫女にて、古
社へ奉仕を一にき者家没ぬをされ一年も
まほを以て

一番人方

あはよいゑるたまめり私曲を歌へて有、
長年中同安の内は堂裏に人々集りと有
て、はなばや社を擧ては堂代りて、神を

家は傍へてありまること有り也とあり當村
水帳面よひ候も下田又丁八反ニ四一丈け
石六寸四石に合百姓六とあり、きをも水の古
記よりばるを擇除免百姓もとん水帳面と
見るに二十人あり刻みてありも内大店
依頼あつちたまつねとりかハ古より上内
古社地の境因ちりやへを年使てを名をふ
は役一 古日とりふ古室町のとくを年使てを名をふ
改めてありき被出を始二十人の百姓薄日
よみ仕一トリ一とそ共用志する上下等
古社の役放下トリ一に室永年中古社を

上の附燒失志トリ一とをかみを十糸と
紫岩きも志つ神を取を正極めても以東百
姓丸木仕の事も役黒々れ、^ハ神のみである
もや、^ハ年大鹿佐役も志つぬたまつぬと
三郎も志つ久セ、七左も志つねといつゝもの七
人を以絶を今僅よ血脉のあきら、^ハと紫
のこちり^{林宿坊とくふ屋花}かにちを百姓のあ
きら、一二軒あり、人を替れ又丁八反計
四一もの田地今以てあれを領主より仰下
され右來のあとく蟲人を度量事

一掃除方六人

水帳を見るに掃除費下田二丁一千日にかけ
石三石八木八合中田一反九斗け石二斗二束
九合とあり、を速坊西吉坊よノ郡左衛門さ左
大寺おおでら吉左衛門よ年とし人ひと木飯之きばんの神主じんぬ左様さやうこれ
より以來掃除そりより事ことす。

一大工方

多内村たうちむらより一いちとををまも十九年の水帳
一大工費二百八十刈かりとあり今いまも事ことある
人ひとす。

一講堂ぎょうどう某師堂まろじどう又地堂ぢどうともりよ

がる某師堂まろじどう又地堂ぢどうともりよ
畫像ゑがきを據おけ中央ちやうよ後うしろ戸牆といがきを設つくる神主じんぬ左元院
禮法れいほの乃場のばぢりぢ神主じんぬ左元院さげんいん劍けんの附つき大和おおわ志
神社じんじゃ某師堂まろじどう月山神社つきさんじんじゃ又地堂ぢどう又元院さげんいん來くわと
委ますありてかめ坊かめぼうといふ元院さげんいん劍けん利り當とうし
と云い傳つた一いち講堂ぎょうどうに二化ふかくをあひまよ長なが以い
後あとの半はんよや古人こじん某師堂まろじどうとの二稱ふたねにて孫まご
院いん公こうの号ごうをいをさりさりけあと尼あまくく古こ

株れより葉仰と斗り

一 神宗寺

職号ぢり奥系好古曰 聖武帝深く仏法
よみ依りゆい法の太社よもを建^スれ
一とぞ、

か号ハ梵文山光勝寺といふ院号ハ教親院
坊号ハ學政坊と稱を古記よりてあり而而
之の神宗寺也。び庵よも山也稱をげる
今ハ職号をみて英名とを先年大社考に
委一く記^スされを照え延喜式寺ニ十^ス出

羽田正税ニ内神宗寺料一ふ粟とあり^ト
地方吹浦村紫免の内にあり。紫免とハ田系法師
元和九年の水帳系連坊持^スるの内上田一反
三町二十尺^ス中田二十二石上田二石に四
二十八石^ス学政もとあり。上中田及四合七反
二十一石大概^スよつそれをふあよづ一
是もんあうれた神宗寺領也り而の地あれ
延喜式^ス御^ス而の神宗寺もの神宗寺
トす半明白ぢりとしよ^ス一正税の象に見え
侍。神宗寺郡付ぢり。ば何^スかの神宗寺

難まどりふ人あり、歴史の文面を嗜ふ者
と見へたり。大ぬ三月より五社ハ羽州の大社
よりて、中に御れぢづれバ正税の衆小祀
海神と引侍るよニ及神えまきよ又大社の神
えまきぢれバ、中ヨ御れぢ一也ヨ御付す
と見へたり。神名社ト哉リ、亦の社九社あれ
た祭料を哉、日よ大ぬ三月の二社モニ
社ハ大社の名神すにて、内侍奉モ余社より
多く威權も徳をゆふり、故一也言祭料
度、附あり、と見へたり。當の法社よ神

えまきを建あく、當社を昭よー、ち料も當
社の神えまきより附賄あく、ちり、ト、が七社の
小社ハ、けびと、祭料度、附、ちり、り、
や正税の衆に、小社の神のち料付、ち、神を
多り、(ミ)料、(チ)料、(カ)料、(タ)附、(シ)付、(タ)付、
神えまき、(チ)料、(カ)料、(タ)附、(シ)付、(タ)付、
正税の衆に、哉を、(チ)神えまきハ、大社の神え
まき、(チ)神、(カ)白と、(タ)付、(シ)付、(タ)付、(シ)付、
光孝天皇仁和元年冬十一月二十七日

辛丑六月二十一日出羽国秋田城中及

飽海郡神宮寺西濱兩石鎧ツブナ之上古の寺
地川第ハ吹浦川川第今ハ古事記川第今ハ古事記有にありて西濱の上ニ
古火の名よ燒れ一と云傳へ侍瓦の燒一
多くあり地利歴史は有合に後社地の北瀬
は後一を長年中又今之ち地一移を一と
を北瀬の地名を今光勝寺といふ、古社の
神えまきより一光勝寺より一あ之今吹浦
村の元流光勝寺ハ神えまきの殿もぢり一と
思ひ侍るハ後

和泉國一多大寺の神社の神えまきを神風寺

とりよ又波瀬波瀬一多伊弉諾神社の神えまき
を妙經寺妙經一多伊弉諾神社の神えまき
又麻瀬社の神えまきを波瀬洗寺波瀬洗といふ
神えまきの寺号を光勝寺と称せ一といつ
ハ右の事とある一神えまきといふ之の字
を磨磨を一多是是一神えまき是大御月山御月山の
神えまき是神えまき是大御月山御月山の
すり、鐵鐵とハ光勝寺を地堂地堂よりて佛廟の
法を被被て天下天下の廟を形形を鐵鐵とぞ根え
ハ寺地堂を被被て神えまき是といよ又ち多に

射して山号をあらかとりて他よりよけむ
亥、お刹詔恩若主の東方に某作堂あり
是を神さまと号ひてニテ是よりあり、當
神さまの是も根え、か地堂より出一と知
べ、延喜二年夏五月内巡見山は勤三席及
案内より役人より射してか地堂を構て
神さまと作あり、ことを歴史を見ゆる人あ
り、是や、御殿あらまにニ神さまある事
又小ま民元内記より当社の神さまをあら
きうと少徳有。事あ、先年大社考より記
侍れぞ贈之。

神さま寺の付あは歎一振、奥界の曼荼羅二幅
天台多羅大師の畫像一幅曼荼羅は、慈光大師の
言上家より表裏十二天の板本慈光大師の像と、大師の
名をの書付あり、十一天の畫像
一張一侍、去く年歎恩院院密より十二天の畫像
を請求、於京都是を写して彩板を用ひ。
神さま寺が天台より室永年中、江府能波山
護持院下とあり、もと神奈の法流をお續け
上古位藏忠より僧名、歴史内記よりす中
真用山の世代ハ物也。

一世憲深律^{一師}二世法印宥遍^一三世慶榮四世

秀順立也靈精六世實照七世覺存八世祐成

え和二年五月寂^ま去十二年の孫れ^よ九世範秀<sup>え和九年
祐^まとありハ是もや最^は多の孫^よ也</sup>

八卦の本^もに光勝寺^{佐僧^{さうそう}也}秀^まとあり十世秀尊^{十一世明舜^{よめいじゆん}十二世}

覺般^ま十二世堅覺十四世宥鏡十五世學念

十六世祐榮十七世覺求十八世尊惠十九

世得仁二十世卓宗二十一世宗賢二十二世

賢雄二十三世文雅二十四世宗空二十五世

宥因^ま尚^な僧^よ也^ト莫^ま長八年に暮^する聲

明集^よ光勝寺^{佐僧^{さうそう}榮長}とあり^{け僧名右}

世代の因^より^りも^も系長^ハ莫^ま久^くは^も

き^もや

あ^わふと^り事^あす^も大概^ハヤ^ハ傳^はれ^た又

主^て伝^はるに^あハニの歲^と一^と大^お月

の二社^をり^一而^ハ至^るを^ま称^めの名^よ一^て

御^おと^りの^む教^おも^りよ^ハ有^るよ^ハあ

ら^も神^ま美^ま寺^に附^はり^る山^山より^て同^と名^も也^も

村^そ苑^ゑ寺^の学^く次^し親^おも^まの^み山^山を^苑も^よふ

と^も福^ふト^ト又^も誇^ひる^る常^{じつ}念^{ねん}寺^の山^山を^福も^よふ

とい^ふア^アざ^ざと^ト一^一苑^ゑ寺^に福^ふも^よと^とて^て不^ち

ありよぢ一鶴恩又是よ同一鳥もる早に對
ちるふ早ニあわゆりけれよて加州白山
姫神社御州日光よ神社の事よりあらず
彼やい名付。ふありてそよは鶴を一かく
友よ由史よもふ早を以て神早とをを吹
浦の社地名も鶴恩の工とをゆ地よ阿木す
して吹浦山の林中に社ああれたあら山と
名付。ふありよはあくに社をを代あら山
大ぬ志神社月よ神社又ハあらじ社人おと
ま身おは戒を侍りハ大なる謙也あ新山ハ

が地名のふ早ニち家大ぬ志月よあ新の
中地強尼茶所と考合せりがなよあらよと
号す仁よ社藏を付焉(き事よ)あくもむ
旅院院ハ直而山を直護ちる藏ぢれを直而
山列山直而山院院と書半字不祀ニ神早
と又社廟の假名ホの工よ直而山と考半
意不祀す一山社よ泥(ぬ)にけれあり辨^辨
へき事ニ但直而山院院に記せり而ハ神早
又社廟假名の上よ山早を考キ可ちんり
吹浦の事ハモテヨリアリハ由史を見立

大ぬ志月山ニ一社の上にあわふと書く「あ
首て月ノ毛尼あわふとて取あるよ」
さる院ねぢり又古き縁記すも大日がま大
わ志大明神縁記とあり是又古神号也上は
山号をすすむの院ねこ又あわ大明神とし
あり又移念庵より下されど謹めます
あやまとあり亦元院例附化法法神室等
の室すも大ぬ志月山あわ大明神とあり是
長十六年の水帳すもあわ神候とあり又え
和十年移因目村より神候るを存立
（書立

坐する院文すもあわ神候とあり、あわと半
引て山のまちきハ、あ社の半引テ社廟す
舊ちり、あぢり、あやまとひの字を付れ、ハ神
字半は附ちる山号うてする元院院ち渡す
か地主の山号ニ、あよあわよ列齒あわよ元
院と云ふれ、あやまとひあわよといひは
僅の邊ひぢれとあわといひを二社を荷あわ
ゆとり（を神うるまに附せむる山号、あらま）
辨ある人づくまも年中志村廟の役人よ
參詣廟へ渡されする事有りけ善利をも

をしてまつて、やがて社を建立して、年
をあらむに奉とありて、又元和九年吹浦
村の水帳はか庵毛十郎は本巣毛左衛門 張鐵
一てあらむ神飯と記して、も右の勘定を
あらわすと見て、元禄十一年領主方
より大ぬ三神社祭義式ゆゑにようまよ
るやうあるはあらみの早ち、當年
中より始てあらむ大陸現あらむ社人と
書焉れり但上よりは多きありて小早を
書哉たりや、神主廟より找出して、其の

およひ神号の工社廟假名の上より早ち、
小字代店角記およつゝ、当社へ神号の祠、
あれをモ藏はあざれい、古實をもんじ
あさをあ社の名目より事明りと考
侍、ハ大なり、役、あり役人ホコレを見そ是
と云得ち、廟院祀はるゝて社藏を玉標め
侍、事にあぬ、意味する社廟是非を辨へ、志
らをち家のもに屬し、神祇長より傳下知
ありて、し神主寺主配の社廟とぞ是を指し
神主廟の左記古院え、誰云上る人ちく徳

者のみよ絶に渡ぬきられ也。

言工郡ふるはまの山あらを勅使（アマシ）一てあらえ
と神を列（アリ）山ニ寺（スル）ホ神主（ミシマ）の山（アマ）と平
地（アマ）と神（アマ）てあら山（アマ）といふ是（シテ）ち、白（シロ）日
光（アマ）の（アマ）とく神号（ミコトノミコト）に神を（アマシ）きふよ、あ
さりとく（アマシ）大（アマシ）月（アマシ）あらとりふり可（アリ）す
あら大（アマシ）月（アマシ）あ神社（アマシマツル）とりふり可（アリ）す
かう、二神の（アマシ）名（アマシ）の下（アマシ）にあらの一（アマシ）字（アマシ）を付（アマシ）り、
あらゆいそりあとくをま（アマシ）神事（アマシモノ）すて
禁裏仙洞西神所（アマシマツルシタカニシノシロ）と申（アマシマツル）りあと（アマシ）、あらよ

大（アマシ）月（アマシ）神社（アマシマツル）と（アマシ）時（アマシ）ニナキよ（アマシ）あ
て（アマシ）を（アマシ）神社（アマシマツル）の（アマシ）に（アマシ）呼（アマシ）（アマシ）
室永年中（アマシマツルシタカニシノシロ）も海月（アマシマツルシタカニシノシロ）あら勅使（アマシ）の地（アマシ）とは書
鴨（アマシ）、延喜式（アマシマツルシタカニシノシロ）正税（アマシマツルシタカニシノシロ）は月（アマシ）大（アマシ）月（アマシ）とて
も海月（アマシマツルシタカニシノシロ）と（アマシ）神号（ミコトノミコト）に神号（ミコトノミコト）を射（アマシ）
て月山大（アマシ）月（アマシ）とあり（アマシ）あらと神（アマシ）あらよと
是（アマシ）年字面（アマシマツルシタカニシノシロ）あるて（アマシ）かの遠（アマシ）のぢれた
神社（アマシマツル）の（アマシ）小害（アマシ）あり（アマシ）半（アマシ）壁（アマシ）、壁（アマシ）通（アマシ）室修（アマシマツルシタカニシノシロ）
よ曲天（アマシマツルシタカニシノシロ）すの見遠（アマシマツルシタカニシノシロ）あれハ奥会遠（アマシマツルシタカニシノシロ）て
右壁圖（アマシマツルシタカニシノシロ）よけ（アマシ）をして頃（アマシ）と一載（アマシ）行（アマシ）きる

人乞を乞ひ一里史を親能と一回記を準備
と一大社の石とあめの人あめが山家鑿
家の墓と。一予二社の妻を娘也辛若
ちり年二十七年正月ハ直社の方を弔して
神は洞をそそき夜ハ里史のもづきを歎
て臘。半月どりと二神の名よ心を至れ
黄泉の宿とす。たゞ一ノ月に

一元徳二十又家

或西山は村ノ元徳ちり古ハ天台種姓小
て延暦寺下ちり一と云傳。又承年中

すりも云は改宗を二十又坊の内を年若
経坊を法一と古役。遍院を建。予葉
ちるに遍院ハ元和年中にて一丈六尺
の塔もやけ坊ハ文殊乞あり。一ちとを其
地社地のあゆの山下にありても有ねと云
今ハ烟地とぢれり。延暦寺より文殊料二十疋
とあり二十又坊、因樂法師あり十六より
三十ニを弟ニ妻也教主あり樂苑田地當
財神銀る三十石又木一合の内よりお供
面よ詳ぢん。賛え二十又坊の内老僧二人

を擇て一和尚ニ二和尚ニ三和尚とりよか役僧
兼仕法師あり。

一寺店のあに十字町アキあを彩アシ所アシ苟アシを六写シス小僧
とりよか坊中アシトモアシともアシおの内アシすり西アシ
横アシ所アシとて秋アシ田アシへの色アシすり彩アシ所アシよ記人アシあれ
「あのふ下アシに葬送アシトモアシ崩落アシよ來アシて引手アシ
毛西アシ記人アシを送アシトモアシ、き井アシあアシて釋アシ
沙アシもあアシ、坊中アシよ記人アシあれ、アシき井アシの脱アシ
より出アシて彩アシ所アシをゑアシり光勝寺アシ（葬送アシ）古ハ
坂アシよ葬アシ）享保年中海禪寺アシのち海禪暉アシ彩アシ所アシ
（とモ）

ち中に葬地アシを化アシり彩アシ所アシホアシ記人アシあれ、アシは多
居アシのあを西アシ一アシ中アシよ入アシて引手アシに右法アシと化
しアシる。神祇アシもありアシるよや、アシも浮アシ葬庵アシ送アシ
社アシもく横アシれアシり、又彩アシ所アシに居位アシトモアシ百姓アシし
正年アシのうちに七人アシと乃後アシセアシーとモアシ六写シス小
僧アシありアシ菊アシに横アシて右所アシとりよありアシ中アシに右の
川筋アシありアシ小橋アシ一アシあり記人アシありアシても昔アシ
は橋アシを渡アシきアシ葬地アシハ右の方村アシもくにま
遍アシ中アシの葬地アシをさのアシもゆアシハ田アシの中央アシ往アシ
よ向アシする小路アシ（俗アシよ又アシを裏アシ石をゑアシり模アシ

田より生てち中より入を年古法を祀りて薦と
渡りて至るのちよりち中に葬送一ノ日然
ありモ後火祭おなくなりミ薦のきテ是
位も。至西の二躬より眼を病て盲ムツリの
まくありか只候ぢりキ。梅もとに古ハは
色幽社の祓川にてありタタタシや幽財流る
ハ塔の水のこ今ハ汚穢の津のものを
洗ひ濯くがゆに神祀もあり。又古記曰
六十四代 田融院御宇當社威効遍滿
天下所以蓮歩者其望忽成就繫渙輦者
其願恣相從雖尔若觸穢類若輕忽族刑
彼罰此但衆生常習不信者溢國郡信心
者全村里是以載冥德者稀尠被神罰者
實多然間於天聽奏達之奉成宣命於両
所大菩薩者也云々菩薩号をのみの半ハ予
ち猶をちうむ我の神をも菩薩と称
事り矣由史すもあれを終て釋ムツヘ一カ倍
の率を罪一ノカムといふ文句ハ予よあみて
是を伝也。

旧考曰百年以久ハ幽村の川今ハ川筋より

あはれ南面一本の木とりかきり高所西側
の裏の方屋陽を流模所井の陽より西海へ
落するとも、又ちまう小島は渡場ありて芝
表の下にとどかる船をさす。船を舟支より海際
よ出で往來一一向るとも、橋やも古川
にて庄浦く浦松ホ橋の下とま入一に今
の川筋極智一橋やもあを侍れハぬ方より
佐く築せ一赤坂と一ノ橋やも強よ地とは
かれり、橋も古ハ小橋よりあんじて名を
えむ築橋と云ひるとも、歴史を見ゆるに生羽の

海色よる築橋の名より半波くわづを唐
松の名よりゆすてよる築橋と云ふ名付けり。小
やほ然をもる人が一といへた者より領主方
より歯社よ鹿嶋造屋を立ちれば承ふべし下
を見れを宝然ちき事と、相成者所の裏
地を捨てか二といふ文字ある人が、予梅
ちりに古ハ歯社領のうちみて封戸といひ
たり。や。

一吹浦両館

両館とよに度量の上より人掌おは

とりふ人奉仕を一役ことりへた回記あり
是へも隣あの社今にあり又モホモ安儀
極とりふあり上古の安信モヤ又モ古の安
信モ一てモ海ニキニモ任の所モヨモ、村民
当村番人の所モを内所とりふ又館の下ちる
ガカヘに右唱へる詞のめぢやるモヤ、上役一
人下役二人薄う思より焉々之神主の旅人是
出入の私を改り之村方とも至ハ一人モハニ
人家流盡をもぐ

一
菅郎飯

吹浦村と丸る村の間にあり社古の木ハ詳
くもを、を年西風よ砂を吹立塙形モも埋れ
今ハ僅あきり、年代の多し、石垣無く年老高
と云一とモ、又菅郎大猿といふ人奉仕一
うちたり、も多面の事ハ大社考モ記しけれ
ば書之哉家圖象傳ニミ考曰上板憲政會
弱ム一て軍改を御毛菅郎大猿上原玄麻
ホの佐辯侍モ一て寛よ諱リと云、羽源記
十ニ毛羽國協合戦の糸下にも既酒國乃
協より上板辰より川村玄秀志國御理御

敵人衆至り。りげ生を吹鳴を亦めて、
川をおに南て、陣立り。又城より川の北に
平園^{シラノイ}を濱^{シマ}に依の地土百姓^{ヒト}は延県^{ハタケ}にて、
余人三千に加て、歸^{カム}。一年、^ハ若年^{ハシメ}は
外備^{シラバ}運^{ハシメ}木^キを引^{ハシメ}塙^{ハシメ}切^{ハシメ}を指^{ハシメ}て、引^{ハシメ}被^{ハシメ}れを一
年^ハ、^{シラノイ}の地民^{ヒト}三十六^{ハシメ}町^{ハシメ}に、田^{ハシメ}勞^{ハシメ}合^{ハシメ}て、三百
余人在^{ハシメ}人^{ハシメ}支^{ハシメ}ニ^{ハシメ}余^{ハシメ}人^{ハシメ}女^{ハシメ}廉^{ハシメ}院^{ハシメ}冲浦^{ハシメ}吹浦^{ハシメ}に
の立^{ハシメ}あを^{ハシメ}おに、齒^{ハシメ}舊^{ハシメ}聖^{ハシメ}宿^{ハシメ}を後^{ハシメ}は^{ハシメ}よ聖^{ハシメ}大^{ハシメ}族^{ハシメ}
炮^{ハシメ}を燃^{ハシメ}め^{ハシメ}て、槍^{ハシメ}鐵^{ハシメ}三^{ハシメ}磅^{ハシメ}より、あき^{ハシメ}く、秋^{ハシメ}
國^{ハシメ}東^{ハシメ}右^{ハシメ}兵^{ハシメ}教^{ハシメ}す^{ハシメ}、^{ハシメ}よ^{ハシメ}て、か努^{ハシメ}の^{ハシメ}行^{ハシメ}を防^{ハシメ}ん

とを、一年^{ハシメ}、^{シラノイ}の所口^{ハシメ}よ棚^{ハシメ}を築^{ハシメ}、一^{ハシメ}櫓^{ハシメ}と
上^{ハシメ}坪^{ハシメ}矢^{ハシメ}枝^{ハシメ}を撤^{ハシメ}る際^{ハシメ}の演^{ハシメ}をたよ^{ハシメ}りて、^{シマ}士^{ハシメ}の
社^{ハシメ}を^{ハシメ}根^{ハシメ}小^{ハシメ}ぢ^{ハシメ}、^{シマ}地^{ハシメ}よ^{ハシメ}藤^{ハシメ}を^{ハシメ}墨^{ハシメ}め^{ハシメ}ら^{ハシメ}ると^{ハシメ}、
其^{ハシメ}長^{ハシメ}六^{ハシメ}年^{ハシメ}、^一月^{ハシメ}の半^{ハシメ}、又^{ハシメ}一^{ハシメ}說^{ハシメ}曰^{ハシメ}、^{シラノイ}の^{ハシメ}橋^{ハシメ}
を^{ハシメ}二^{ハシメ}よ^{ハシメ}あ^{ハシメ}て、^{ハシメ}一^{ハシメ}、^{ハシメ}上^{ハシメ}川^{ハシメ}の堤^{ハシメ}よ^{ハシメ}防^{ハシメ}、^{ハシメ}一^{ハシメ}
年^{ハシメ}ハ^{ハシメ}上^{ハシメ}林^{ハシメ}着^{ハシメ}枝^{ハシメ}と^{ハシメ}り^{ハシメ}、^{ハシメ}老^{ハシメ}よ^{ハシメ}、^{シラノイ}の^{ハシメ}地^{ハシメ}民^{ハシメ}十六^{ハシメ}
人^{ハシメ}を^{ハシメ}移^{ハシメ}原^{ハシメ}、^{ハシメ}女^{ハシメ}廉^{ハシメ}院^{ハシメ}、^{ハシメ}浦^{ハシメ}の^{ハシメ}歌^{ハシメ}を^{ハシメ}防^{ハシメ}、^{ハシメ}苦^{ハシメ}難^{ハシメ}を^{ハシメ}被^{ハシメ}、^{ハシメ}後^{ハシメ}倣^{ハシメ}と^{ハシメ}て、^{ハシメ}弱^{ハシメ}く、^{ハシメ}見^{ハシメ}因^{ハシメ}協^{ハシメ}を^{ハシメ}秋^{ハシメ}因^{ハシメ}協^{ハシメ}を^{ハシメ}秋^{ハシメ}因^{ハシメ}協^{ハシメ}
義^{ハシメ}光^{ハシメ}へ^{ハシメ}か努^{ハシメ}む^{ハシメ}の^{ハシメ}岐^{ハシメ}へ^{ハシメ}あり、^{ハシメ}に^{ハシメ}うり^{ハシメ}ぬ^{ハシメ}、^{ハシメ}倣^{ハシメ}倣^{ハシメ}
一^{ハシメ}と^{ハシメ}、^{ハシメ}若^{ハシメ}郎^{ハシメ}、^{ハシメ}大^{ハシメ}猿^{ハシメ}、^{ハシメ}今^{ハシメ}民^{ハシメ}三^{ハシメ}千^{ハシメ}人^{ハシメ}を^{ハシメ}以^{ハシメ}て、^{ハシメ}若^{ハシメ}也^{ハシメ}

體をぢりてよき海山の写庄より辯延誠す
押あてなりて後終は終よひよ及吹浦口より
犯秋田の勢よ夷被ふれりとちく吹浦村
孫たまつとりてる姓の先祖一財の子と云ふ小
ちうてをすゝめの因地名引りふる感狀
あり、花押の上よ氏の字あれた行人とりふ
車をあらん十ニ年以もに見侍れば年年
月日も今ハヨされ侍る程追て尋ぬへト、又
津ちあつがよ軍艦を備あり、あ面重兵ふす
ムにて勝利の二字をあてて、よく辯延誠あと

云ハシミ上ゆ御幸ま麻原臣ぢりけ財の合
戦よ乞士社中に烈火一社家の妻子を棄て
云がちと異ト、火を人代を出一て云
ぬト、火事お村變の者候之又お書立拂、
奉せらる様の下に隠れ又々民泊同様へ逃入
一に至くやるるゆの、形田川の橋と引
きて川よ施入水よ瀧ひて記一、すりの其
教をあさり一と今よ人によばれ
法家あま平氏によ善後少將辯利とあり、
長末大老大輔を立お達の事すよ 楊現

系勝法退治のとあ要州庚下向の附伏見の
協西の丸のか勢にまれ一人ぢ。

一白蒸社

也麻村はあり其神天照大神ハ憐賓夷日
ちりと云傳へりを代ミハ有史と云一社
奉行りを今もモ社を有史とリシ社殿を
方史といふ事由の凡俗之又松蒸寺の境
内は松蒸大神社といふあり此浦有社の撰
社十二所の内なり尚村ハニ傍の山口より
て神古より聞れあり舊り是より役人を下し

又村より除蟲人を主従主のもの出判とは
而も納至右有部主部の間と云一ハ是あり
とりど、又云背三鷲山と名も是もといふ鬼
佐モリのよもを延徳主の人を教して舌
喰ふ、言よニ是の爲能あて鬼ある財、有
とちを鬼ちをば、主とちく有とちく財、
人無ともとちく財、人無り而りをゆ
よけ冥の名を有部主部の間と名付一と
り、極ちるに奥山より望城がすと隠れ佐お
けゆよゆて旅人切敷一毛指を剥五食角

とあつてリ一キのあり一をぬけ出へくも長
足長と云侍、タタキモヤ、古往今も空むる者
を子長とりゆねりとむの事、而ま事、今と
ても山中らんとちる財、額よもくと
孫一ツモニ足の爲、古史より見、侍れ
ハある事に了を望有神主神の二ツを嘗み
トドリとしゆ、謝るの後、又虫程弱
閑村を捨て有神主神の閑の後、すりとよ
人あれとも古歌の跡にて考れ、地利似合
トリて後歌を詠集よ

高世山ちとゆやさやの閑を一と
石でそそぐ人、ぬをぢりすくん

とあり歌の心を撫でむるに高世とふひ歌
よひて、あ世の事にて仏ゆの名ぢりよや
仏ゆ、平等利益の方ぢりに有神主神の
閑ありて、あ侍立ちに歌、一ノれ、ハ高世ふ
すくと、ハとづめて歌うよや、け歌よて考れ
ハ高世のゆロよ有神主神の冥あくと見へ
う、予挿立ちに高世ゆハ今の大仰碑よや
旧老傳へ來、一株ひとりの年のみ神歌と云

あそひますあさをも廻くぬ二の表

とや／＼とやの有那三那の関

とりよ歎あり二の表とふ親をも表花表辨表
をりふともも海みの下ニ碑山の上よりあり
村老女庶を捨て者や三那の関とりよも
桜有とりよへ一歎の公を案するアニ二の
表をこそんとそとし親をもれをアートをも
よ一浦と城をめの内リた閑ち出てあすせ
ハモードと云無て閑の閑より单車を詠うる

湯や、官相足柄、親西といへたニ碑のゆ御
にくわれを平地を行りあと一いりぢる
人じまぢぢで、ハ山を引事ぢくす弱
ぢぢとねといが、方一の親西こ一里よ候
山皆拔石よ一て鏡の日を月よりあと一
萬歩りくに足をも、庵深く薙荆棘透
弓をく生扇り根石を踏む事りあるをも
險阻よ一て往來もの人け石をあぐに虫の
送ふりあとくに一て是をちやめりま
らん、店舗あゆよ一丈壁の附一万卒もあ

翁一といへり自然の險阻を要害すにて
関の設し砦一ノ間に毫よやく人ともやえ
やの所也

き海の鷹より二磅の上とハ右ハ大は鷹より
て鷹をぢてバ左をあくを能よ天正十九
年夏羽賀戸の乱を終めて上板東勝守陣
一ゆうの時元因の地土一揆を起し二磅ふ少
び伏トタリに東勝守^{平計}をもつて參
き海山の鷹三磅ふのとちり植之鷹を求めて
毛を色一揆ホリ後よ出ゆるとある、觀
とありき。

毛表を越す事と小ま民の役より^と
己ニニニ十年以降吹浦村の鷹支被^{シテ}きの毛完
あり鷹を捨ふ因より年ありて安祥より、ある
に武人毛を除鷹といふ達摩より納て近年
とありき。

又或書よむや^レの関立いもやの寔とし
カヤ^レたありとや^レといふ山神の名也
の説をいふや^レな信村里の彦九郎^{ヨウル}は隠れ
て見^{シテ}さりをかやとりふ^{シテ}のちぬけと
ゆく^{シテ}あるたりと、毛史よふ使の二字を

しや／＼と訓を、天主紀曰苦老病者進止
釋使モヤク、三才圖會に網縕ニシキ二字をモヤクと訓をけあの文義を考れ
“山險險阻”モヤクて何モヤクを力もしうを止
自由モヤクぢうさづりやくよゆやくの閑と云
もや、按モヤクにわやく、か名ふーてもむ、
同モヤクのゑよてむやくた云ーよやうやも
やハもやくの將院モヤクよや、又りあむや、いも
ハいちむの墨宿モヤクおや、むやくの墨宿モヤクよや、
萩モヤクのちきりにもやくの冥モヤクと、終席モヤクをし
又裏モヤク例モヤクよゆりと云、又武士のりつきりき
に志モヤクをりもるとやくとくのむやくの冥
といひ歌を詠モヤクして薩摩モヤク出羽モヤクの境モヤクよりふ
ふありモヤクお志モヤクけりて往來モヤクだやとくモヤクす後モヤク
志モヤクをりモヤクてモヤクどりモヤクれざれ、とやく色と
りくむやくモヤク、彼モヤクふはよある冥モヤクこ出羽モヤクの方
はありモヤク、辛林モヤクよはあやくモヤクとちのむやくモヤク
冥モヤクとありモヤクとちく、薩摩モヤク出羽モヤクの境モヤクとありモヤク、生糞
危海モヤクの境モヤクとりくまモヤクを吹鳴モヤクて出モヤクるよや、
崇光十三年三月山本家依津波一見ある
よ下り侍モヤク、こうら若モヤクわ右近モヤクをもて吟モヤク

うちあるれやに

りりせぬけをき日朝の冥漠りあ

といふるありあすに有神無神の冥モと

ありギ士のいつきと云フ古教をひそ教向

をえまゆるこ出羽郡ハ近府モ一て秋田仙

ゆあのが士は尼左往來あすの事延喜式

彈幕の集に奥羽北海は訪る傳の文ある

もあら一ニ二三處山あひもよかきりて

朝日を見む車籠一西ハ海よりて日のみ

半又金糸車籠一西信也よ望むて附あや

くといふ青林よかや一ともといひハ險阻
を見む等侍を古俗の祖をひてあやくと
いふあるゆやとちハ口ふとちちとよめられ
よ一て被毛冠をりて、友ぢと人となた
險阻よ望みつる車をあやくとちのもや
くの冥と云ふるや

一大師堂

三碑よの因大師碑にあり貞觀年中差竟
大師は而に自の形像を刻て建フ、李義和寺
を善劍一かと云侍、
ア堂の祖よと稱シ

極て古代のゆき宿坊の位様より詫又岩井
ホ埋れあり、古或女け牛の水まで種ぬを
洗うれむを後水出ん所と云侍アリ、又海蔵
は巣崖とあり、至能産所、小あくも、あを寺
差のてに方より、さて上ナ敷裏名目抄アリ
出アリの宝庫の号を見るが、あと、又あるの
石上ヨ一宇を達アリ、詫ありて組合を、
松木今に朽ぬ、接するに後移ふ處集アリ
高世ふとよこーは、西子にて又病ふの教
文ある、亡考の、あに達アリ、九世の民

宿坊も近矣、て、石達アリ、ちく大峰崖色
あり、ると見アリ、女麻村強めといふもの
古来より崖邊アリて、領主より、ちひるを
示アリ、元禄十二年卯十二月、宇和郡小砂
川村と女麻村と那波の院又を云號に、小砂
店因記よ店因記と宇利郡との境、園村
とり、ハナチ。鷺つちり、園村ハ二郡の境アリ
立アリ、標示トニ里、下にあり、
けきのち宿坊記トニ、その向れを、塙城と

りの神子神職を蒙て亡考の菩提を
行。是をみさきもとより、神壇をり
へ幣帛湯鴉を替り注連縄を引^モ幣の蓋紙
は鳥の形を切。神子を幣を立て熟湯^ア
浴^ア模範^アすり^ア附のくす^アニ^アあひ^アは
塙^ア苦^アこをよるおと禮^アを古儀^ア是
を亡考の靈魂^ア神子の心^アを始りて院す
まちりと感^ア社奉神子の祠^アを起^アて今
日行^アゆの功徳^アよりて菩提^アよりま
と^ア模範^アき^アもの^ア事^アを立^ア年^アて

哭泣^アまじ^ア半^アま^ア半^ア終^アれ^ア社奉^アお^ア半^ア
靈^アを送^ア。何^アの命^アと^ア福^アを^ア法^ア解^ア是^アを更^アて
亡考化^ア黒^アを得^アと^ア教^ア。み^アき^アそ^アと^アハ^ア鳥^ア
半^アと^アそ^ア法^ア。苦^ア我^アを^ア救^ア。の^ア教^アを^アう^アり
を^ア年^ア浮圖^アの^ア統^ア是^アを^ア見^ア聞^ア神職^アの業^アと^アあ
ら^アと^ア教^ア。信^ア是^アに^ア励^アま^ア今^アは半^アと^ア教^ア
む^アの^ア稀^ア。有^ア社奉^アす^ア暗^アを^ア破^アま^アの^ア生^ア
來^アて^アか^アう^ア法^ア。行^アは^アあり^アと^ア半^アと^ア。予^ア
竊^アは^ア是^アを^ア有^アせ^アと^アい^ア。あ^アす^アし^ア
あ^アと^ア大^ア所^ア碑^アの事^アと^アは^アよ^アな^ア。

傍流乱世の辺へ而を離れ立て西くに居を
求め横死（墨キ）一六ものかとあんを更故よ隨隨
萬一劍林よ刃を藏杵よ骨を碎（墨キ）とおと
俗人よ咄（墨キ）一六勞を放わを至て善耗を臺さ
と半を忌歸の社家神子是をうやみ神
仏の差別（墨キ）もあくとけ石を呂ひ傳へてち俗
不快誕の半を云勞を付（墨キ）とせゆのうれと
紙（墨キ）一二磅をす（墨キ）とふ翁付（墨キ）りきや散（墨キ）の
半紙よ舊を付（墨キ）し有や之やの間よ云傳へ
付（墨キ）り二三のりもとの半より附（墨キ）る半

一 葛崎村

延享二（墨キ）一六年
人影を遠て葛崎村と号し
同年二月湯因中町依敷茅古（墨キ）又子砂山
に十丁を下桂付（墨キ）を試翼宣（墨キ）年代空引
建至宝曆己亥成三月立七日下地の内に
所に力ち地よが附（墨キ）一載松山門を建
立と、又年癸未五月佐藤藤花湯因より手を
てに移し、八年壬辰三月に十丁の地取後房
は御裏書を下され第刀内免却裏事と文

たのめー

飽海郡佐佐江田烟砂除のため延享二年西
濱砂よに人を至る所と早一年と費用
手續を向きて木を植林を終る。家に湯田所
人をもてて是れ父子沙山に千丁を中心下
所を去け而後一往常一年く自ら手植と費
一粒力の木を植進年射林湖源りを助ける
うりによりて今度絶句と色焼を定む。後年焼
内因細引聲あく、丁度を改年貢兼て役を
免免へ。村裏を無、ハ為税也記す。一佐の

為後院修造書與毛有や。

宝曆八年寅二月 胜利外毛有

貞本篠古文

下

久保五郎三郎

下

山中弘太郎

下

石井新之郎

下

あ三人ハ郡代ぢりゆゆ代也ハ郡事引取二人
ハ代官也

雇用ハ主好上板莧門系勝の医酒田の協代

志國御紀の事孫あり、源理助主工のため小
塙を薦され、うち此幼男あり。日以て伝作をさ
る以來一脉不絶。今二月を除候而のち傍
よ幼男を詮け出家とす。苦難を嘗め、
と輕も、ち傍是を説く。幼男を携へ、今生灰
不淨身と幼男後は出家を婦女友す。傍
因降尼小僧依及力昂を爲す。とひふ者
み抱を輕む。あとの後力昂を娶。娘を妻を
依及放逐と名乗中興。列宅を落成。三
年甲午十月廿一日而去。戒名を參津之伝士

津より後元と云代なり。

山形県立図書館



1-0324411-5